

令和元年度施設使用料適正化に関する検討報告書

令和 2年 3月

施設使用料適正化プロジェクトチーム

目 次

はじめに

<u>I</u>	<u>施設使用料の見直しについて</u>	<u>P 1</u>
	1. 見直しの考え方	
	2. 見直しのポイント	
	3. 過去の改定状況	
	4. 見直しの対象施設	
	5. 検討にあたって	
<u>II</u>	<u>受益者負担の現状</u>	<u>P 6</u>
	1. 調査対象施設	
	2. 施設コストと使用料収入の算定方法	
	3. 施設コストと使用料収入の状況	
<u>III</u>	<u>料額見直しの検討結果について</u>	<u>P 11</u>
	1. 公の施設及び目的外使用施設	
	2. としまスタートアップオフィス	
	3. 熊谷守一美術館	
	4. 区立幼稚園預かり保育料	
	5. 学童クラブ利用料	
	6. 学校開放施設	
	<u>別添資料</u>	<u>P 16</u>
	1. 施設コストと使用料の乖離状況	
	2. としまスタートアップオフィス (検討報告)	
	3. 熊谷守一美術館について (検討報告)	
	4. 区立幼稚園預かり保育料について (検討報告)	
	5. 学童クラブ利用料について (検討報告)	
	6. 学校開放施設 (検討報告)	
	7. 施設使用料適正化プロジェクトチーム名簿	

はじめに

区は、区民サービスの向上を図るため、各種の公の施設を設置するとともに、施設の利用に際しては、条例で定めた一定の使用料を徴収しています。この使用料は、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考え、利用する人に応分の負担をしていただくという受益者負担の原則に基づき徴収するものです。

施設使用料については、「豊島区行政改革大綱」（昭和 60 年 10 月策定）の方針に基づき、受益者負担の適正化、公平化を図るため、概ね 3 年ごとに見直しを行っています。今回は平成 27 年度に検討を行い、料金を据え置く結果となりました。

前回の検討以降、区立芸術文化劇場の整備や区民センターの改築など、本区の公の施設を取り巻く環境は大きく変化しています。また、令和元年 10 月には消費税が増税され、令和 2 年度からは会計年度任用職員制度の導入も予定されています。

こうした状況を勘案する中で、本プロジェクトチームは、前回見直し時から 4 年が経過することから、平成 30 年度決算に基づき、施設コストの実態と受益者負担の状況を調査し、施設使用料の見直しについて検討を行いました。

その結果、以下のとおり結論を得たので、ここに報告します。

令和 2 年 3 月

施設使用料適正化プロジェクトチーム
リーダー（政策経営部長） 小澤 弘一

I 施設使用料の見直しについて

1. 見直しの考え方

区は、区民サービスの向上を図るため、各種の公の施設を設置しています。

施設使用料については、施設の利用に際し利用者から徴収する金銭で、地方自治法第 225 条を根拠に、具体的な料額等は条例で定められています。施設サービスの受益が原則としてサービスを利用する特定の人のみ及びという観点から、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平」を考え、利用する人に応分の負担をしていただくという受益者負担の原則に基づき徴収するものです。

負担が公平であるか否かを判断するためには、施設コストと受益者負担または税負担との関係を定期的に把握する必要があります。

本区では、受益者負担の適正化を図り、区民負担の公平を確保するため、昭和 60 年 10 月策定の「豊島区行政改革大綱」の方針に基づき、原則として 3 年ごとに見直しを行っています。

2. 見直しのポイント

平成 31 年 4 月 18 日付通知にて、総務省より、消費税率の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、所要の措置を講じるよう求められています。

また、令和 2 年度以降は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、施設の維持管理に従事する人件費が増加することが見込まれています。

今回の見直しにおいては、消費税増税及び会計年度任用職員制度の導入による将来的な影響も踏まえたうえで検討を行う必要があります。

3. 過去の改定状況

過去の改定状況は、表 1 のとおりです。

表 1 過去の改定状況

改定年度	改定状況	基本改定率	PT報告年月日	調査対象決算年度	備考
H12年度	H12.10.1(改定)	20.0%	H11.12.24	H10年度	・報告書の中で提案された改定率(50%) ・算定方式の見直し (改定を見送った施設) ・自転車駐車場・幼稚園
H13年度	(幼稚園) H13.6.1改定 (自転車駐車場) H13.7.1改定	(幼稚園) 20% (自転車駐車場) 25%	H13.1.19	H11年度	(無料施設の有料化/13.10.1適用) ・区民集会室・男女平等推進センター ・目的外使用施設・学校開放施設
H16年度	H16.10.1(改定)	20.0%	H15.12.10	-	(改定を見送った施設) ・宿泊施設・学童クラブ・幼稚園 ・目的外使用施設・学校開放施設 (料金を据え置いた施設) ・自転車駐車場
H17年度	幼稚園 H17.6.1改定	33.3%	H16.12	H15年度	H17.6.1改定(月額6,000円→月額8,000円)
H19年度	幼稚園 H19.4.1改定	25.0%	H16.12	H15年度	H19.4.1改定(月額8,000円→月額10,000円)
H20年度	駐車場 H20.5.1改定	-	H20.2.21	H18年度	・区役所構内駐車場例の一部改正 1時間100円→30分100円 最大使用料金500円→1,000円 ・南大塚地域文化創造館 第6会議室の利用料金の新設(H20.7.1)
H22年度	(学童クラブ) H23.4.1 新設 (幼稚園) H23.4.1 新設	-	H22.12.22	-	・保健所使用料条例施行規則の改正 検査業務の委託化した一部を、使用料から手数料に移行。料額は現行のまま据え置く。 ・学童クラブ時間延長使用料の設定 午後6時から7時までの1時間延長分1,000円を新設。 ・幼稚園預かり保育料等の新設 登録利用料 月額5,000円 一時利用 一日500円
H23年度	(区民センター) H23.9.1 新設 (公園) H24.12 新設	-	H23.6.3 H23.7.19	-	・区民センター第8会議室の使用料の新設 ・南長崎中央公園施設使用料の新設
H24年度	(保健所) H24.4.1 改定 (地域文化創造館) H25.1.1 新設 (道路占用料) H25.4.1 改定 (公園占用料) H25.4.1 改定	-	H24.5.29 H24.11.9	-	・保健所使用料条例規則の改正 国の診療報酬改定に伴い、改定。また、実施していない検査の削除。 ・雑司が谷地域文化創造館の会議等の利用料の新設
H25年度	駐車場 H26.1 新設 区民ひろば H26.2 新設 地域文化創造館 H26.4.1 改定	-	H25.6.24 H25.9.2	-	・池袋駅南自転車駐車場の使用料の新設 ・区民ひろば仰高・池袋目的外使用料の新設 ・南大塚地域文化創造館ホール使用料の改定 (付帯設備利用料金を含むようになった)

改定年度	改定状況	基本改定率	PT報告年月日	調査対象決算年度	備考
H26年度	保育園 H27.1.1 改定 駐車場 H27.4.1 改定 生活産業プラザ H27.4.1 改定 区民センター H27.4.1 改定 体育施設 H27.4.1 改定	-	H26.6.6 H26.9.8 H26.12.12 H27.1.16	-	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育所の保育料が負担金から使用料に変更 ・巣鴨第三自転車駐車場・駒込駅北自転車駐車場の定額料金の改正 ・新庚申塚路上自転車駐車場(仮称)の新設 ・新庁舎移転に伴う、区民センター、生活産業プラザの会議室の新設 ・温水プールとトレーニングルームの使用料の改正
H27年度	駐輪場 H28.4.1 改定 学童クラブ H28.4.1 改定 としま産業振興プラザ H28.4.1 新設 南池袋公園内建物施設 H28.4.1 新設	-	<ul style="list-style-type: none"> ・H27.7.23 ・H27.9.3 ・H28.2.3 	H26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・有人管理の駐輪場における無料時間の変更(3H→2H) ・学童クラブ利用料の改定 3,000円→4,000円 ・としま産業振興プラザ施設使用料の新設 ・南池袋公園内の建物施設使用料の新設【全庁調査】 全面改訂見送り
H28年度	としま南池袋ミーティングルーム H28.7.12 新設 男女平等推進センター H28.12.13 改定 駐輪場 H28.12.13 改定 ふるさと千川館 H28.12.13 新設 生活産業プラザ H29.4.1 改定 としまスタートアップオフィス H29.4.1 新設	-	<ul style="list-style-type: none"> ・H28.4.25 ・H28.7.27 ・H28.10.25 ・H28.12.22 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・南池袋ミーティングルーム使用料の新設 ・男女平等推進センター研修室使用料の改定 ・大塚駅南、池袋駅西第二自転車駐車場使用料の新設 ・ふるさと千川館使用料の新設 ・生活産業プラザ貸室使用料の新設 ・としまスタートアップオフィス使用料の新設
H29年度	区立芸術文化劇場 H30.11.1 新設 としま区民センター H30.10.1 新設 としま南池袋ミーティングルーム H30.3.27 改定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・H29.8.22 ・H29.12.6 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・区立芸術文化劇場使用料の新設 ・としま区民センター使用料の新設 ・としま南池袋ミーティングルーム使用料の改定
H30年度	幼稚園(預かり保育料) H30.7.10 改定 池袋西口公園(野外劇場) H31.4.1 改定 旧十中跡地スポーツ施設 池袋西口公園(カフェ) H31.4.1 改定 駐輪場 H31.4.1 改定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.5.16 ・H30.10.17 ・H31.3.13 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中における預かり保育料の新設 ・池袋西口公園野外劇場使用料の新設 ・旧第十中学校跡地スポーツ施設使用料の新設 ・池袋西口公園内建物施設使用料の新設 ・大塚駅北口第三自転車駐車場使用料の改定

4. 見直しの対象施設

表2に示す、現状有料としている「公の施設」及び「行政財産の目的外使用施設」を対象に検討を行いました。

表2 見直し対象施設

区分	施設名	使用料徴収根拠条例	運営形態
公の施設	・目白庭園(赤鳥庵)	・目白庭園条例	指定管理
	・地域文化創造館	・地域文化創造館条例	
	・としま産業振興プラザ	・としま産業振興プラザ条例	
	・舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)	・舞台芸術交流センター条例	
	・熊谷守一美術館	・熊谷守一美術館条例	
	・体育館(豊島、巣鴨、雑司が谷)	・体育施設条例	
	・体育場(総合、西巣鴨)		
	・池袋スポーツセンター		
	・南長崎中央公園スポーツセンター		
	・三芳グラウンド		
	・自転車駐車場	・自転車等駐車場条例	直営(委託)/ 指定管理者
	・としまスタートアップオフィス	・としまスタートアップオフィス条例	直営
	・としま南池袋ミーティングルーム	・としま南池袋ミーティングルーム条例	
	・南池袋斎場(式場・和室)	・南池袋斎場条例	
・男女平等推進センター	・男女平等推進センター条例		
・区民集会室・上池袋コミュニティセンター	・区民集会室条例		
・ふるさと千川館	・豊島区立ふるさと千川館条例		
・学童クラブ	・学童クラブ条例		
・幼稚園	・幼稚園条例		
行政財産の 目的外使用施設	・東部区民事務所の集会室等	・行政財産使用料条例 ・区有施設目的外使用要綱	直営
	・西部区民事務所の集会室等		
	・地域区民ひろばの集会室等		
	・駒込福祉作業所の会議室		
	・豊島清掃事務所の会議室		
	・長崎健康相談所の講堂		
	・学校開放施設	・学校設備使用条例	

* 区立芸術文化劇場、池袋西口公園野外劇場、区民センターについては、平成30年度時点で施設の整備が完了していないため、今回の見直し対象施設からは除外しています。

5. 検討にあたって

(1) 個別検討施設

以下の施設については、貸室を主な目的とする集会施設と機能等が大きく異なり、集会施設と同様の考え方で整理するのは困難であるため、個別に検討を行うこととしました。

- ・としまスタートアップオフィス
- ・熊谷守一美術館
- ・区立幼稚園預かり保育料
- ・学童クラブ
- ・学校開放施設

(2) 指定管理施設

平成20年度の見直しの際に、本プロジェクトチーム内に新たに「指定管理者導入施設課題検討チーム」を設置し、指定管理者制度のもとにおける受益者負担のあり方について、下記の通り整理しました。

《指定管理者導入施設課題検討チーム検討結果報告》
「指定管理者が導入されているか否かに関わらず、公の施設については共通の方法で使用料を改定することが望ましい。」

この報告を受け、今年度の調査においても指定管理者制度を採用している施設について、区直営施設と同様の考え方にに基づき、使用料の見直しの検討を行いました。

(3) 消費増税

令和元年10月1日より消費税の税率が8%から10%へ変更となったことに伴い、今後施設の維持管理に要する経費が増加すると見込まれます。使用料と維持管理経費との乖離分析は、決算額を基に行うことが原則ですが、本報告書においては参考値として消費増税による影響を加味した乖離状況も示しています。

(4) 会計年度任用職員制度

令和2年4月より会年度任用職員制度が導入されることに伴い、今後施設の維持管理に従事する職員の人件費が増加することが見込まれます。使用料と維持管理経費との乖離分析は、決算額を基に行うことが原則ですが、本報告書においては参考値として会計年度任用職員制度導入による影響を加味した乖離状況も示しています。

II 受益者負担の現状

1. 調査対象施設

表2の「見直し対象施設」から、個別検討の対象とした、学童クラブ、幼稚園、舞台芸術交流センター、熊谷守一美術館、学校開放施設及びとしまスタートアップオフィスを除き調査を実施しました。

2. 施設コストと使用料収入の算定方法

(1) 受益者負担の基本的な考え方

施設を定期的に維持管理するための費用を対象経費（施設コスト）とし、これを受益者負担（使用料収入）によって賄うことを原則とします。

(2) 施設コストの範囲

施設コストは、資本的（投資的）経費と経常的経費に大きく分けることができますが、両経費と受益者負担または税負担との関係を、表3のとおり整理しました。

表3 経費と負担との関係

施設コスト		負担
資本的 (投資的) 経費	①土地の購入費	公費(税)
	②建物の建設費	
	③高額備品の購入費	
	④初度調弁	
経常的 経費	⑤維持管理に係る人件費	受益者(使用料)
	⑥消費的支出	
	⑦建物の維持補修費	公費(税)
	⑧物件費に含まれる土地建物の賃借料・敷金	

上記(1)の考え方にに基づき、施設利用者に負担を求める施設コストの範囲を、「⑤維持管理に係る人件費」及び「⑥消費的支出」とします。したがって、⑤及び⑥以外の経費については、公費(税)負担とします。

○ 維持管理に係る人件費

使用申請の受付や許可書等の交付事務、使用料の徴収事務、各種保守等の契約事務など、施設の維持管理に必要な人件費に限定します。

したがって、施設において行われる様々な事業の運営にかかる人件費分は除外します。

○ 消費的支出（物件費及び補助費等）

支出の効果が当該年度あるいは短期間限りで終わるもので、具体的には消耗品費・光熱水費及び各種の保守点検等委託経費などの物件費、火災保険等の保険料や報償費などの補助費等をいいます。

なお、物件費に含まれる土地・建物の賃借料及び敷金は経常的な経費ですが、資本的支出に類似した性格を有するため除外しています。

(3) 施設コストの算定方法

$$\text{施設コスト} = \text{維持管理に係る人件費} + \text{消費的支出}$$

① 維持管理に係る人件費

正規職員の人件費に関しては、業務実態を精査し、施設の維持管理に限定した場合の従事人数の割合を求め、以下の計算式にて算出します。

$$\text{【正規職員の場合】} \quad \frac{\text{平均給与額（※）} \times \text{従事人数}}{\text{}}$$

※ 平成 30 年度決算における給与、職員手当等（退職手当を除く）及び共済費の合計額を 30 年度の執行人員数で除して算出します。

30 年度の平均給与額は 8,331 千円となります。

$$\text{【非常勤職員の場合】} \quad \frac{\text{施設ごとの報酬の実績額} \times \text{従事人数}}{\text{}}$$

また、非常勤職員の人件費では令和 2 年度から導入される会計年度任用職員制度による影響額として、現在の月額報酬 2.6 か月分を期末手当相当分として加算しています。

② 消費的支出

1) 臨時職員の賃金

施設の維持管理に限定した場合の従事人数の割合を求め、以下の算出式にて算出します。

$$\frac{\text{施設ごとの賃金の実績額} \times \text{従事人数}}{\text{}}$$

また、臨時職員の賃金では、令和 2 年度から導入される会計年度任用職員制度による影響額として、現在の月額報酬 2.6 か月分を期末手当相当分として加算しています。

2) 消費増税

消費税増税に伴う影響額は、全体の経費から課税対象外経費（非課税経費、軽減税率適用経費）を除いたものに、増税率を掛け合わせて算出しています。

$$\frac{(\text{全体経費} - \text{課税対象外経費}) \times ((1.10 / 1.08) - 1)}{}$$

(4) 使用料収入の算定方法

$$\text{使用料収入} = (\text{施設使用料} + \text{附帯設備使用料}) + \text{減免分の収入換算額}$$

実際に収入された施設使用料及び附帯設備使用料と減免分の収入換算額の合計額とします。

減免対象となった収入換算額を加えるのは、減免制度が政策的見地から設けられているものであり、実際の利用実態を反映させることが望ましいと判断されるためです。

3. 施設コストと使用料収入の状況

(1) 類似施設のグループ化

施設コストは、個々の施設の規模や機能によって相違しており、また、使用料収入も当該施設の地理的条件などに応じた利用状況により差が生じています。

そのため、個々の施設を独立採算的に捉えるのではなく、施設の目的や機能によって類似施設をグループ化し、そのグループ内で施設コストを平準化する方法を従来から採用しており、今回も踏襲することとします。

具体的には、次の区分により施設を分類することとします。

【公の施設】

① 広域的集会施設

区内全域あるいは区外居住者の利用を対象としている施設

- ② 地域的集会施設
周辺地域の区民利用が想定され、主に貸室的な役割を果たしている施設
- ③ その他の集会施設で個別に取り扱う施設
目白庭園の貸室部分及び南池袋斎場
- ④ 体育施設
体育館、体育場などのスポーツ施設
- ⑤ その他個別に取り扱う施設
自転車駐車場

【目的外使用施設】

- ⑥ 開放施設としての集会施設

(2) 施設コストと使用料収入の乖離状況

2. で示した算定方法に基づき、対象施設における30年度決算による施設コストと使用料収入を調査した結果は、表4のとおりです。

表4 施設コストと使用料収入の状況

【公の施設】

単位:千円

※網掛けは指定管理施設	施設コスト					使用料収入			乖離状況			前回 (平成26年度決算) 乖離状況
	人件費	消費的支出	計	自主事業を 除く比率	計	施設使用料 設備使用料	減免分収入 換算額	計	施設コスト/ 使用料収入	消費増税 反映後	消費増税 ・会計年度 反映後	
	A	B	C=A+B	D	E=C*D	F	G	H=F+G	I=E/H			
地域的集會施設	140,633	146,831	287,465		279,960	92,702	4,552	97,254	2.88倍	2.90倍	2.96倍	2.81倍
地域文化創造館 ※南大塚ホール舎	112,251	62,553	174,805		167,437	79,171	0	79,171	2.11倍	2.12倍	2.12倍	2.27倍
区民集會室(指定管理) 池袋第三・目白第一	0	1,672	1,672		1,535	285	268	553	2.78倍	2.83倍	2.83倍	-
区民集會室(指定管理除く) 上池袋CS・ふるさと千川舎	28,382	82,606	110,988		110,988	13,246	4,284	17,530	6.33倍	6.42倍	6.74倍	5.49倍
その他の集會施設	89,175	223,776	312,951		309,988	137,596	20,674	158,270	1.96倍	2.02倍	2.04倍	1.77倍
舞台芸術交流センター	63,398	206,378	269,776	1.00	269,776	114,564	19,901	134,465	2.01倍	2.03倍	2.03倍	-
目白庭園(赤鳥庵)	11,284	9,692	20,976	0.86	18,013	6,780	773	7,553	2.38倍	2.41倍	2.41倍	
南池袋斎場(式場・和室)	14,493	7,706	22,199		22,199	16,252	0	16,252	1.37倍	1.37倍	1.53倍	1.74倍
体育施設	330,431	354,751	685,182		516,044	302,021	45,170	347,191	1.49倍	1.50倍	1.50倍	-
豊島体育館	19,652	35,570	55,222	0.89	49,308	22,964	4,307	27,271	1.81倍	1.83倍	1.83倍	2.03倍
巣鴨体育館	30,929	31,229	62,158	0.60	37,532	33,258	3,495	36,753	1.02倍	1.03倍	1.03倍	-
雑司が谷体育館	45,656	64,680	110,336	0.77	85,120	24,665	2,640	27,305	3.12倍	3.15倍	3.15倍	3.42倍
総合体育場 西巣鴨体育場	27,220	18,687	45,907	0.82	37,556	34,555	5,213	39,768	0.94倍	0.95倍	0.95倍	1.24倍
三芳グラウンド	25,693	12,568	38,261	0.75	28,639	10,101	666	10,767	2.66倍	2.68倍	2.68倍	2.40倍
池袋スポーツセンター	89,899	122,888	212,787	0.80	169,678	118,541	20,462	139,003	1.22倍	1.23倍	1.23倍	1.58倍
南長崎スポーツセンター	91,382	69,129	160,511	0.67	108,211	57,937	8,387	66,324	1.63倍	1.64倍	1.64倍	2.23倍
自転車駐車場	60,059	289,733	349,792		349,792	378,931	11,536	390,467	0.90倍	0.91倍	0.91倍	0.80倍
直営施設	16,662	227,806	244,468		244,468	260,508	7,630	268,138	0.91倍	0.93倍	0.93倍	0.77倍
指定管理施設	43,397	61,927	105,324	1.00	105,324	118,423	3,906	122,329	0.86倍	0.87倍	0.87倍	0.87倍
計	670,318	1,072,867	1,743,186		1,455,784	948,749	85,975	993,182	1.47倍	1.52倍	1.53倍	-

(留意点)指定管理施設について

- ①一部の指定管理者施設については、指定管理者が自主事業を実施するための経費も含まれるため、自主事業分を案分により算出しこれを除外している。
- ②自主事業を含む経費については、人件費、物件費の合計に自主事業を除く比率を掛け合わせて算出している都合上、各項目の合計と施設コスト計が一致していません。
- ③人件費については、純粋に維持管理にかかるもの以外に本部職員人件費が含まれているものがある。
- ④目白庭園は、赤鳥庵の維持管理経費のみならず庭園部分の維持管理経費も含まれる。

【目的外使用施設】

単位:千円

開放施設としての集會室	施設コスト			使用料収入			乖離状況			備考	前回 (平成26年度決算) 乖離状況
	人件費	消費的支出	計	施設使用料 設備使用料	減免分収入 換算額	計	施設コスト/ 使用料収入	消費増税 反映後	消費増税 ・会計年度 反映後		
	A	B	C=(A+B)	D	E	F	I=E/H				
開放施設としての集會室	33,703	17,445	51,148	3,494	1,225	4,719	10.84倍	10.91倍	12.75倍		9.07倍

【参考:検討除外施設】

単位:千円

※網掛けは指定管理施設	施設コスト					使用料収入			乖離状況			前回 (平成26年度決算) 乖離状況
	人件費	消費的支出	計	自主事業を 除く比率	計	施設使用料 設備使用料	減免分収入 換算額	計	施設コスト/ 使用料収入	消費増税 反映後	消費増税 ・会計年度 反映後	
	A	B	C=A+B	D	E=C*D	F	G	H=F+G	I=E/H			
広域的集會施設	50,020	57,776	107,796		87,065	37,499	4,043	41,542	2.10倍	2.11倍	2.13倍	1.29倍
区民センター、公会堂	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1.17倍
産業振興プラザ(旧勤福)	47,754	53,407	101,161	0.80	80,430	36,711	2,727	39,438	2.04倍	2.05倍	2.05倍	1.65倍
生活産業プラザ	-	-	0		-	-	-	-	-	-	-	0.87倍
男女平等推進センター	2,266	4,369	6,635		6,635	788	1,316	2,104	3.15倍	3.19倍	3.61倍	1.84倍

Ⅲ 料額見直しの検討結果について

1. 公の施設及び目的外使用施設

(1) 料額見直しの基本的考え方

- ① 公の施設などの利用にあたっては、その受益が原則としてサービスを利用する特定の人のみにも及ぶということを踏まえ、利用する人と利用しない人との負担の公平を図る観点から料額の見直しを行います。
- ② 施設を経常的に維持管理するための費用を対象経費（施設コスト）とし、これを受益者負担（使用料収入）により賄うことを原則とします。
- ③ 現行料額による使用料収入（減免分は換算して算定）と施設コストとの間に乖離が見られる場合は、改定率 1.5 倍の範囲内で、激変緩和を考慮しつつ改定率を定めることとします。
- ④ 適時適切に受益者負担の適正化を進めるため、原則として2年以上改定を実施していない施設を対象に調査し、概ね3年ごとに見直しを行います。

(2) 調査結果の概要

①対象施設全般（広域的集会施設を除く）

<料額について>

表5のとおり、公の施設の乖離状況について、地域的集会施設では2.88倍、その他の集会施設では1.96倍、体育施設では1.49倍となる一方、自転車駐車場では0.9倍となっています。これら見直し対象施設全体では1.47倍の乖離が生じており、施設コストの約68%を受益者負担で、残り約32%を公費（税負担）で賄っている計算になります。

また、今回の調査結果によると、消費増税及び会計年度任用職員制度が導入される次年度以降は、この乖離状況が1.52倍にまで拡大すると見込まれています。

なお、目的外使用施設の乖離状況は、開放施設としての集会室で10.84倍となっており、消費増税及び会計年度任用職員制度が導入される次年度

以降は、この乖離状況が 12.75 倍にまで拡大すると見込まれています。

施設コストを使用料収入で賄うという原則からすれば、公の施設で施設を利用する人と利用しない人との負担の公平を考えた場合、現状の乖離状況は決して適正な水準とは言えません。

②広域的集会施設

<料額について>

広域的集会施設については、中核施設である区民センターの実績が出ていない状況で、広域的集会施設全体の料額改定を検討した場合、検討結果が次年度以降の状況と大きく乖離する可能性もあるため、今回の検討では改定対象から除外しています。

表 5 グループ別コストと収入の状況

金額単位:千円

施設区分	グループ区分	施設コスト(a)	使用料収入(b)	乖離状況(a/b)
公の施設	地域的集会施設	279,960	97,254	2.88 倍
	その他の集会施設	309,988	158,270	1.96 倍
	体育施設	516,044	347,191	1.49 倍
	自転車駐車場	349,792	390,467	0.90 倍
	合計	1,455,784	993,182	1.47 倍
	広域的集会施設※	87,065	41,542	2.10 倍
目的外 使用施設	集会室等の開放施設	51,148	4,719	10.84 倍
	合計	51,148	4,719	10.84 倍

※参考として掲載

(3) 料額改定の可否

(結論) 今回の調査結果に基づく料額改定は行わない。

(理由) 令和元年 10 月から消費税率が 8% から 10% になったとともに、令和 2 年 4 月より、会計年度任用職員制度が導入されることから、これら制度改正による影響を施設使用料に適切に反映する必要があります。

今回の調査は、平成 30 年度決算に基づき、消費増税及び会計年度任用職員制度導入による想定影響額を加味してコスト試算を行ったものですが、これら影響が実績として反映されるのは令和 2 年度決算からとなります。

今回の調査結果によって、平成 30 年度決算においても一定の乖離が確認できたことから、料率改定について検討すべきと考えられるところではありますが、会計年度任用職員制度による影響も合わせて見定め、施設使用料に適切に反映すべきとの判断に至りました。

よって、今回は、料額改定は行わず、会計年度任用職員の実績が出る令和 3 年度以降に改めて実態調査を行い、改定の可否を検討することとしました。

(4) 次年度以降の検討課題

○区民・区民外料金の設定について

利用者の範囲を区民に限定しない広域的施設（区民センター・新ホール・勤労福祉会館）については、公平な税の負担の観点から区民料金と区民外料金の料額格差を設けることの必要性について検討していきます。

○新地方公会計制度導入に伴う施設使用料のあり方について

豊島区では、平成 29 年度決算より総務省の統一基準による財務諸表を作成しています。併せて整備した固定資産台帳からは、減価償却費等を含めた施設のフルコスト情報が把握できるようになっており、今後、料額改定の検討を行うに当たってはこれら公会計情報の積極的な活用を図っていきます。

表 6 今回（30 年度決算）と前回（26 年度決算）との比較

施設区分	グループ区分	施設コスト(a)	使用料収入(b)	金額単位:千円	
				乖離状況(a/b)	
公の施設	地域的集会施設	今回(A)	279,960	97,254	2.88 倍
		前回(B)	305,781	108,973	2.81 倍
		増減(A)-(B)	△ 25,821	△ 11,719	0.07 倍
	その他の集会施設	今回(A)	309,988	158,270	1.96 倍
		前回(B)	42,805	24,248	1.77 倍
		増減(A)-(B)	267,183	134,022	0.19 倍
	体育施設	今回(A)	516,044	347,191	1.49 倍
		前回(B)	650,180	329,638	1.97 倍
		増減(A)-(B)	△ 134,136	17,553	△ 0.49 倍
	自転車駐車場	今回(A)	349,792	390,467	0.90 倍
		前回(B)	302,169	378,235	0.80 倍
		増減(A)-(B)	47,623	12,232	0.10 倍
	合計	今回(A)	1,455,784	993,182	1.47 倍
		前回(B)	1,300,935	841,094	1.55 倍
増減(A)-(B)		154,849	152,088	△ 0.08 倍	
広域的集会施設※	今回	87,065	41,542	2.10 倍	
	前回	229,231	178,125	1.29 倍	
	増減(A)-(B)	△ 142,166	△ 136,583	0.81 倍	
目的外 使用施設	集会室等の開放施設	今回	51,148	4,719	10.84 倍
		前回	38,232	4,215	9.07 倍
		増減(A)-(B)	12,916	504	1.77 倍
	合計	今回	51,148	4,719	10.84 倍
		前回	38,232	4,215	9.07 倍
増減(A)-(B)	12,916	504	1.77 倍		

※参考として掲載

2. としまスタートアップオフィス

(結論) 現行の月額 10,000 円を改定しない。

- (理由) ①現状、施設コストと使用料収入とでは大きな乖離は無く、施設コストがほぼ受益者の負担により賄われている。
- ②他区の創業支援施設でも使用料を月額 10,000 円に設定しているところが多い。
- ③スタートアップオフィスの事業目的は、経済的に不安定な起業家など民間ではオフィスを借りられない人を支援するものであり、政策的な観点から使用料の値上げは容易ではない。

3. 熊谷守一美術館

(結論) 常設展一般個人の観覧料について、現行の 500 円を改定しない。

- (理由) ①博物館法第 23 条及びユネスコ決議の趣旨から、入館料は無料ないしは低廉なものであることが望ましいこと。
- ②市（区）が設置する美術館の 18%が無料であり、有料施設の入館料平均値が 492 円であること。加えて、特別区内同種施設の入館料の最高値が現行入館料と同値の 500 円であること。
- ③設置目的である「区民が美術文化を享受することにより、区民の文化の向上と豊かな地域社会の形成に寄与する」ことを実現させるため、利用しやすい金額にする必要があること。

4. 幼稚園預かり保育料

(結論) 区立幼稚園預かり保育料については、現行の月額 5,000 円、日額 500 円を改定しない。

- (理由) ①幼児教育無償化は子育て世帯の経済的負担軽減等を目的としており、今回入園料及び保育料が無償となったにも関わらず、預かり保育料を値上げすることは幼児教育無償化の趣旨に逆行することとなる。
- ②区立幼稚園の 23 区の預かり保育料額との均衡を図る必要があり、他区と比較して豊島区はちょうど中間あたりに存置している。

- ③公私比較については、いずれも豊島区と同額か高い金額を設定している幼稚園が多く、区立幼稚園の就園率が下がっている現状では、私立幼稚園と同様の金額設定をした場合にさらなる就園率の低下が想定される。

5. 学童クラブ利用料の改定について

(結論) 学童クラブ利用料の改定は行わない。

- (理由) ①幼児教育・保育料の無償化の影響から今後保育園の保護者負担率が低下することが想定され、学童クラブにおいてもこうした流れや子育て支援の充実の観点から、現在の利用料を改定することは適切ではない。
- ②現在の利用料が全国、および23区比較において平均的な水準であるため。

6. 学校開放使用料

(結論) 学校使用料(学校開放)の改定は行わない。

- (理由) 体育館空調の設置に伴う使用料改定の可否について検討を行ったが、空調設備の設置は区民の生命・健康を確保する観点から実施された措置であり、また、空調設置に伴う追加のコスト算定や空調の使用確認等が困難など、現時点では解決すべき課題が存在するため。

別添資料

資料 1	施設コストと使用料の乖離状況	P 1 7
	①直営施設	P 1 7
	②指定管理導入施設	P 2 5
資料 2	としまスタートアップオフィスについて（検討報告）	P 4 3
資料 3	熊谷守一美術館について（検討報告）	P 4 5
資料 4	区立幼稚園預かり保育料について（個別検討）	P 4 8
資料 5	学童クラブ利用料について（個別報告）	P 5 4
資料 6	学校開放使用料について（個別報告）	P 5 8
資料 7	施設使用料適正化プロジェクトチーム 名簿	P 6 0

○施設コストと施設使用料との乖離状況(公の施設)

【施設コスト】

金額単位:千円

		自転車駐車場	南池袋 ミーティング ルーム	スタートアップ オフィス	南池袋斎場	男女平等推進 センター	区民集会室 ※上池CS・ ふるさと千川舎	合計
算定職員数	正規職員(@8,331)	2.00	0.20	0.60	0.50	0.20	2.80	6.30
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	9.00	0.20	1.50	10.70
	計	2.00	0.20	0.60	9.50	0.40	4.30	17.00
人件費計	A	16,662	1,666	4,999	14,493	2,266	28,382	68,468
	正規職員	16,662	1,666	4,999	3,957	1,666	23,324	52,274
	非常勤職員	0	0	0	10,536	600	5,058	16,194
物件費計	B	365,328	41,948	1,380	7,703	4,369	117,826	538,554
	賃金	0	108	0	0	2,756	4,036	6,900
	旅費	0	0	0	2	0	0	2
	需用費	16,850	605	60	2,187	255	12,111	32,068
	光熱水費	15,567	605	0	1,921	200	6,887	25,180
	食糧費	0	0	0	0	0	0	0
	一般需用費	1,283	0	60	266	55	5,224	6,888
	役務費	480	0	0	658	0	460	1,598
	委託料	209,049	25,220	492	4,856	1,351	65,597	306,565
	受付・運転・清掃等	172,934	25,220	0	2,442	1,250	38,704	240,549
	保守委託	35,845	0	492	2,005	101	26,050	64,493
	その他	270	0	0	409	0	843	1,522
	使用料及び賃借料	138,949	16,015	638	0	7	35,622	191,231
	土地・建物 (共益費・敷金含)	138,775	15,086	0	0	0	35,622	189,483
	その他	174	929	638	0	7	0	1,748
	備品購入費・その他	0	0	190	0	0	0	190
補助費等	C	1,253	15	0	3	0	402	1,673
	報償費	0	0	0	0	0	0	0
	役務費(保険料)	84	15	0	3	0	153	255
	負担金補助	1,169	0	0	0	0	249	1,418
	公課費	0	0	0	0	0	0	0
維持補修費	D	8,578	0	0	669	0	14,993	24,240
	需用費(建物修繕)	8,578	0	0	669	0	14,993	24,240
	工事請負費	0	0	0	0	0	0	0
	原材料費	0	0	0	0	0	0	0
	備品購入費	0	0	0	0	0	0	0
その他	E	0	0	0	0	0	0	0
計	A+B+C(建物賃借料除く)	244,468	28,543	6,379	22,199	6,635	110,988	419,212
増税反映後		248,685	29,040	6,405	22,341	6,716	112,516	425,703
増税・会計年度反映後		248,685	29,274	6,405	24,908	7,595	118,067	434,934

【施設使用料】

		自転車駐車場	南池袋ミーティ ング ルーム	スタートアップ オフィス	南池袋 斎場	男女平等推進 センター	区民集会室 ※上池CS・ ふるさと千川舎	合計
①施設使用料		260,508	4,670	1,360	16,252	788	13,246	296,824
②行政財産使用料		0	0	0	10	0	20	30
③国・都補助金		0	0	0	0	0	0	0
④雑入		0	0	42	788	1,515	10,596	12,941
⑤収入額計(=決算額 ①+②+③+④)		260,508	4,670	1,402	17,050	2,303	23,862	309,795
算定対象外収入額②+③+④		0	0	42	798	1,515	10,616	12,971
⑥減免分収入換算額		7,630	2,204	0	0	1,316	4,284	15,434
算定対象収入額①+⑥=⑦		268,138	6,874	1,360	16,252	2,104	17,530	312,258

コスト/収入額(F/⑦)	0.91	4.15	4.69	1.37	3.15	6.33	1.34
コスト/収入額(G/⑦)	0.93	4.22	4.71	1.37	3.19	6.42	1.36
コスト/収入額(H/⑦)	0.93	4.26	4.71	1.53	3.61	6.74	1.39

○施設コストと施設使用料との乖離状況(目的外使用施設)

【施設コスト】

単位:千円

		東部区民事務所	西部区民事務所	駒込福祉作業所	豊島清掃事務所	区民 ひろば	計	学校開放施設	合計
算定 職員数	正規職員(@8,440)	0.70	0.20	0.00	0.20	2.10	3.20	1.30	4.50
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00	2.20	2.20	2.00	4.20
計		0.70	0.20	0.00	0.20	4.30	5.40	3.30	8.70
人件費計 A		5,832	1,666	0	1,312	24,893	33,703	16,890	50,593
正規職員		5,832	1,666	0	1,312	17,493	26,303	10,830	37,133
非常勤職員		0	0	0	0	7,400	7,400	6,060	13,460
物件費計 B		5,497	2,409	0	2,083	7,455	17,444	98,676	116,120
賃金		1,356	0	0	0	7,056	8,412	77,511	85,923
旅費		0	0	0	0	0	0	29	29
需用費		0	168	0	984	399	1,551	1,812	3,363
光熱水費		0	68	0	914	399	1,381	0	1,381
食糧費		0	0	0	0	0	0	0	0
一般需用費		0	100	0	70	0	170	1,812	1,982
役務費		0	0	0	23	0	23	89	112
委託料		4,141	2,241	0	1,012	0	7,394	18,736	26,130
受付・運転・清掃等		4,141	2,030	0	427	0	6,598	18,736	25,334
保守委託		0	0	0	584	0	584	0	584
その他		0	211	0	1	0	212	0	212
使用料及び賃借料		0	0	0	53	0	53	0	53
土地・建物		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	53	0	53	0	53
備品購入費・その他		0	0	0	11	0	11	499	510
補助費等 C		0	0	0	1	0	1	7,711	7,712
報償費		0	0	0	0	0	0	5,552	5,552
役務費(保険料)		0	0	0	1	0	1	32	33
負担金補助		0	0	0	0	0	0	2,127	2,127
公課費		0	0	0	0	0	0	0	0
維持補修費 D		0	63	0	29	0	92	145	237
需用費(建物修繕)		0	63	0	29	0	92	145	237
工事請負費		0	0	0	0	0	0	0	0
原材料費		0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費		0	0	0	0	0	0	0	0
その他 E						0	0	0	0
計 A+B+C(建物賃借料除く)		11,329	4,075	0	3,396	32,348	51,148	123,277	174,425
増税反映後		11,431	4,120	0	3,434	32,484	51,469	125,150	176,619
会計年度反映後		11,725	4,120	0	3,434	40,866	60,145	152,127	212,272

【施設使用料】

(単位:千円)	東部区民事務所	西部区民事務所	駒込福祉作業所	豊島清掃事務所	区民 ひろば	計	学校開放施設	合計
①施設使用料	1,780	289	23	27	1,375	3,494	7,151	10,645
②行政財産使用料	0	0	0	131	0	131	0	131
③国・都補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
④雑入	299	0	0	305	0	604	0	604
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	2,079	289	23	463	1,375	4,229	7,151	11,380
算定対象外収入額②+③+④	299	0	0	436	0	735	0	735
⑥減免分収入換算額	162	424	0	184	455	1,225	57,744	58,969
算定対象収入額①+⑥=⑦	1,942	713	23	211	1,830	4,719	64,895	69,614

コスト/収入額(F/⑦)	5.83	5.72	0.00	16.09	17.68	10.84	1.90	2.51
コスト/収入額(G/⑦)	5.89	5.78	0.00	16.27	17.75	10.91	1.93	2.54
コスト/収入額(H/⑦)	6.04	5.78	0.00	16.27	22.33	12.75	2.34	3.05

自転車駐車場

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
A 人件費計	16,662	16,880	△ 218
B1 物件費計 (B2除く)	226,553	181,475	45,078
B2 建物等賃借料	138,775	163,295	△ 24,520
C 補助費等	1,253	28	1,225
D 維持補修費	8,578	8,184	394
E その他	0	0	0
F 対象コスト(A+B1+C)	244,468	198,383	46,085
G 増税反映後コスト	248,685	-	-
H 増税・会計年度反映後コスト	248,685	-	-

【施設使用料】

① 施設使用料	260,508	252,477	8,031
② 行政財産使用料	0	0	0
③ 国・都補助金	0	0	0
④ 雑入	0	0	0
⑤ 減免分収入換算額	7,630	5,967	1,663
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	268,138	258,444	9,694

【乖離状況】

コスト/収入額(F/⑥)	0.91倍	0.77倍	
コスト/収入額(G/⑥)	0.93倍	-	
コスト/収入額(H/⑥)	0.93倍	-	

◇前回調査(26年度決算)との増減分析

【乖離状況】 0.77倍(26年度)→0.91倍(30年度)

要因分析

【コスト】 +46,085

・人件費 △218

・物件費 +46,303

人件費の主な減内容→(正規職員単価の減△218)

物件費の主な増内容→(施設管理業務委託料+20,474)

【収入】 +9,694

・施設使用料 +8,031

・減免換算額 +1,663

(参考)利用率

26年度 103.7%

30年度 164.7%

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
算定職員数			
正規職員	2.0	2.0	0.0
非常勤職員			0.0
計	2.0	2.0	0.0
人件費計 A	16,662	16,880	△ 218
正規職員	16,662	16,880	△ 218
非常勤職員			0
物件費計 B	365,328	344,770	20,558
賃金			0
旅費			0
需用費	16,850	13,469	3,381
光熱水費	15,567	13,075	2,492
食糧費	0		0
一般需用費	1,283	394	889
役務費	480	343	137
委託料	209,049	165,745	43,304
受付・運転・清掃等	172,934	137,979	34,955
保守委託	35,845	27,765	8,080
その他	270	1	269
使用料及び賃借料	138,949	164,936	△ 25,987
土地・建物(共益費・敷金含)	138,775	163,295	△ 24,520
その他	174	1,641	△ 1,467
備品購入費・その他	0	277	△ 277
補助費等 C	1,253	28	1,225
報償費			0
役務費(保険料)	84	24	60
負担金補助	1,169	4	1,165
公課費			0
維持補修費 D	8,578	8,184	394
需用費(建物修繕)	8,578	8,184	394
工事請負費		0	0
原材料費			0
備品購入費			0
その他 E			0
計 B+C	366,581	344,798	21,783
合計2 A+B+C	383,243	361,678	21,565
合計1 A+B+C+D+E	391,821	369,862	21,959

【施設使用料】

①施設使用料	260,508	252,477	8,031
②行政財産使用料			0
③国・都補助金			0
④雑入			0
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	260,508	252,477	8,031
算定対象外収入額②+③+④	0	0	0
⑥減免分収入換算額	7,630	5,967	1,663
算定対象収入額①+⑥	268,138	258,444	9,694

南池袋ミーティングルーム

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
A 人件費計	1,666	0	1,666
B1 物件費計 (B2除く)	26,862	0	26,862
B2 建物等賃借料	15,086	0	15,086
C 補助費等	15	0	15
D 維持補修費	0	0	0
E その他	0	0	0
F 対象コスト(A+B1+C)	28,543	0	28,543
G 増税反映後コスト	29,040	-	
H 増税・会計年度反映後コスト	29,274	-	

【施設使用料】

① 施設使用料	4,670	0	4,670
② 行政財産使用料	0	0	0
③ 国・都補助金	0	0	0
④ 雑入	0	0	0
⑤ 減免分収入換算額	2,204	0	2,204
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	6,874	0	6,874

【乖離状況】

コスト/収入額(F/⑥)	4.15倍	#DIV/0!	
コスト/収入額(G/⑥)	4.22倍	-	
コスト/収入額(H/⑥)	4.26倍	-	

◇前回調査(26年度決算)との増減分析

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
算定職員数			
正規職員	0.2		0.2
非常勤職員	0.0		0.0
計	0.2		0.2
人件費計 A	1,666	0	1,666
正規職員	1,666		1,666
非常勤職員	0		0
物件費計 B	41,948	0	41,948
賃金	108		108
旅費	0		0
需用費	605	0	605
光熱水費	605		605
食糧費	0		0
一般需用費	0		0
役務費	0		0
委託料	25,220	0	25,220
受付・運転・清掃等	25,220		25,220
保守委託	0		0
その他	0		0
使用料及び賃借料	16,015	0	16,015
土地・建物(共益費・敷金含)	15,086		15,086
その他	929		929
備品購入費・その他	0		0
補助費等 C	15	0	15
報償費	0		0
役務費(保険料)	15		15
負担金補助	0		0
公課費	0		0
維持補修費 D	0	0	0
需用費(建物修繕)	0		0
工事請負費	0		0
原材料費	0		0
備品購入費	0		0
その他 E	0		0
計 B+C	41,963	0	41,963
合計2 A+B+C	43,629	0	43,629
合計1 A+B+C+D+E	43,629	0	43,629

【施設使用料】

①施設使用料	4,670		4,670
②行政財産使用料	0		0
③国・都補助金	0		0
④雑入	0		0
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	4,670	0	4,670
算定対象外収入額②+③+④	0	0	0
⑥減免分収入換算額	2,204		2,204
算定対象収入額①+⑥	6,874	0	6,874

スタートアップオフィス

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
A 人件費計	4,999	0	4,999
B1 物件費計 (B2除く)	1,380	0	1,380
B2 建物等賃借料	0	0	0
C 補助費等	0	0	0
D 維持補修費	0	0	0
E その他	0	0	0
F 対象コスト(A+B1+C)	6,379	0	6,379
G 増税反映後コスト	6,405	-	
H 増税・会計年度反映後コスト	6,405	-	

【施設使用料】

① 施設使用料	1,360	0	1,360
② 行政財産使用料	0	0	0
③ 国・都補助金	0	0	0
④ 雑入	42	0	42
⑤ 減免分収入換算額	0	0	0
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	1,360	0	1,360

【乖離状況】

コスト／収入額(F／⑥)	4.69倍	#DIV/0!	
コスト／収入額(G／⑥)	4.71倍	-	
コスト／収入額(H／⑥)	4.71倍	-	

◇前回調査(26年度決算)との増減分析

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
算定職員数			
正規職員	0.6		0.6
非常勤職員	0.0		0.0
計	0.6		0.6
人件費計 A	4,999	0	4,999
正規職員	4,999		4,999
非常勤職員	0		0
物件費計 B	1,380	0	1,380
賃金	0		0
旅費	0		0
需用費	60	0	60
光熱水費	0		0
食糧費	0		0
一般需用費	60		60
役務費	0		0
委託料	492	0	492
受付・運転・清掃等	0		0
保守委託	492		492
その他	0		0
使用料及び賃借料	638	0	638
土地・建物(共益費・敷金含)	0		0
その他	638		638
備品購入費・その他	190		190
補助費等 C	0	0	0
報償費	0		0
役務費(保険料)	0		0
負担金補助	0		0
公課費	0		0
維持補修費 D	0	0	0
需用費(建物修繕)	0		0
工事請負費	0		0
原材料費	0		0
備品購入費	0		0
その他 E	0		0
計 B+C	1,380	0	1,380
合計2 A+B+C	6,379	0	6,379
合計1 A+B+C+D+E	6,379	0	6,379

【施設使用料】

①施設使用料	1,360		1,360
②行政財産使用料	0		0
③国・都補助金	0		0
④雑入	42		42
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	1,402	0	1,402
算定対象外収入額②+③+④	42	0	42
⑥減免分収入換算額	0		0
算定対象収入額①+⑥	1,360	0	1,360

南池袋斎場

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
A 人件費計	14,493	9,714	4,779
B1 物件費計 (B2除く)	7,703	16,025	△ 8,322
B2 建物等賃借料	0	0	0
C 補助費等	3	51	△ 48
D 維持補修費	669	89,143	△ 88,474
E その他	0	0	0
F 対象コスト(A+B1+C)	22,199	25,790	△ 3,591
G 増税反映後コスト	22,341	-	
H 増税・会計年度反映後コスト	24,908	-	

【施設使用料】

① 施設使用料	16,252	14,771	1,481
② 行政財産使用料	10	9	1
③ 国・都補助金	0	0	0
④ 雑入	788	40	748
⑤ 減免分収入換算額	0	58	△ 58
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	16,252	14,829	1,423

【乖離状況】

コスト/収入額(F/⑥)	1.37倍	1.74倍	
コスト/収入額(G/⑥)	1.37倍	-	
コスト/収入額(H/⑥)	1.53倍	-	

◇前回調査(26年度決算)との増減分析

【乖離状況】 1.74倍(26年度)→1.37倍(30年度)

要因分析

【コスト】 △3,591

・人件費 +4,779

・物件費 △8,370

人件費の主な増内容→(非常勤職員従事者の増4,198)

物件費の主な減内容→(臨時職員△5,994、備品購入費△4,497)

【収入】 +1,423

・施設使用料 +1,481

・減免換算額 △58

(参考)利用率
26年度 57.4%
30年度 46.7%

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
算定職員数			
正規職員	0.5	0.4	0.1
非常勤職員	9.0	2.0	7.0
計	9.5	2.4	7.1
人件費計 A	14,493	9,714	4,779
正規職員	3,957	3,376	581
非常勤職員	10,536	6,338	4,198
物件費計 B	7,703	16,025	△ 8,322
賃金		5,994	△ 5,994
旅費	2		2
需用費	2,187	2,221	△ 34
光熱水費	1,921	1,363	558
食糧費			0
一般需用費	266	858	△ 592
役務費	658	1,060	△ 402
委託料	4,856	2,183	2,673
受付・運転・清掃等	2,442	747	1,695
保守委託	2,005	1,436	569
その他	409		409
使用料及び賃借料	0	70	△ 70
土地・建物(共益費・敷金含)			0
その他		70	△ 70
備品購入費・その他		4,497	△ 4,497
補助費等 C	3	51	△ 48
報償費		48	△ 48
役務費(保険料)	3	3	0
負担金補助			0
公課費			0
維持補修費 D	669	89,143	△ 88,474
需用費(建物修繕)	669	185	484
工事請負費		88,958	△ 88,958
原材料費			0
備品購入費			0
その他 E	0	0	0
計 B+C	7,706	16,076	△ 8,370
合計2 A+B+C	22,199	25,790	△ 3,591
合計1 A+B+C+D+E	22,868	114,933	△ 92,065

【施設使用料】

① 施設使用料	16,252	14,771	1,481
② 行政財産使用料	10	9	1
③ 国・都補助金			0
④ 雑入	788	40	748
⑤ 収入額計(=決算額) ①+②+③+④	17,050	14,820	2,230
算定対象外収入額②+③+④	798	49	749
⑥ 減免分収入換算額	0	58	△ 58
算定対象収入額①+⑥	16,252	14,829	1,423

男女平等推進センター

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
A 人件費計	2,266	2,303	△ 37
B1 物件費計 (B2除く)	4,369	2,917	1,452
B2 建物等賃借料	0	0	0
C 補助費等	0	2	△ 2
D 維持補修費	0	0	0
E その他	0	0	0
F 対象コスト(A+B1+C)	6,635	5,222	1,413
G 増税反映後コスト	6,716	-	
H 増税・会計年度反映後コスト	7,595	-	

【施設使用料】

① 施設使用料	788	908	△ 120
② 行政財産使用料	0	0	0
③ 国・都補助金	0	0	0
④ 雑入	1,515	1,238	277
⑤ 減免分収入換算額	1,316	1,923	△ 607
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	2,104	2,831	△ 727

【乖離状況】

コスト/収入額(F/⑥)	3.15倍	1.84倍	
コスト/収入額(G/⑥)	3.19倍	-	
コスト/収入額(H/⑥)	3.61倍	-	

◇前回調査(26年度決算)との増減分析

【乖離状況】 1. 84倍(26年度)→3. 15倍(30年度)

要因分析

【コスト】 +1, 413

・人件費 △37

・物件費 +1, 450

人件費の主な減内容→(正規職員単価の減△22)

物件費の主な増内容→(清掃・警備等委託料+1,250)

※29年5月にとしま産業振興プラザ(IKE・Biz)へ移転

【収入】 △727

・施設使用料 △120

・減免換算額 △607

(参考)利用率
26年度 42. 8%
30年度 42. 8%

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
算定職員数			
正規職員	0.2	0.2	0.0
非常勤職員	0.2	0.2	0.0
計	0.4	0.4	0.0
人件費計 A	2,266	2,303	△ 37
正規職員	1,666	1,688	△ 22
非常勤職員	600	615	△ 15
物件費計 B	4,369	2,917	1,452
賃金	2,756	2,794	△ 38
旅費			0
需用費	255	39	216
光熱水費	200		200
食糧費			0
一般需用費	55	39	16
役務費			0
委託料	1,351	78	1,273
受付・運転・清掃等	1,250		1,250
保守委託	101	78	23
その他			0
使用料及び賃借料	7	6	1
土地・建物(共益費・敷金含)			0
その他	7	6	1
備品購入費・その他			0
補助費等 C	0	2	△ 2
報償費			0
役務費(保険料)		2	△ 2
負担金補助			0
公課費			0
維持補修費 D	0	0	0
需用費(建物修繕)			0
工事請負費			0
原材料費			0
備品購入費			0
その他 E			0
計 B+C	4,369	2,919	1,450
合計2 A+B+C	6,635	5,222	1,413
合計1 A+B+C+D+E	6,635	5,222	1,413

【施設使用料】

①施設使用料	788	908	△ 120
②行政財産使用料		0	0
③国・都補助金			0
④雑入	1,515	1,238	277
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	2,303	2,146	157
算定対象外収入額②+③+④	1,515	1,238	277
⑥減免分収入換算額	1,316	1,923	△ 607
算定対象収入額①+⑥	2,104	2,831	△ 727

区民集会所

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
A 人件費計	28,382	27,564	818
B1 物件費計 (B2除く)	82,204	72,561	9,643
B2 建物等賃借料	35,622	65,776	△ 30,154
C 補助費等	402	107	295
D 維持補修費	14,993	2,903	12,090
E その他	0	0	0
F 対象コスト(A+B1+C)	110,988	100,232	10,756
G 増税反映後コスト	112,516	-	-
H 増税・会計年度反映後コスト	118,067	-	-

【施設使用料】

① 施設使用料	13,246	14,574	△ 1,328
② 行政財産使用料	20	57	△ 37
③ 国・都補助金	0	0	0
④ 雑入	10,596	0	10,596
⑤ 減免分収入換算額	4,284	3,679	605
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	17,530	18,253	△ 723

【乖離状況】

コスト/収入額(F/⑥)	6.33倍	5.49倍	
コスト/収入額(G/⑥)	6.42倍	-	
コスト/収入額(H/⑥)	6.74倍	-	

◇前回調査(26年度決算)との増減分析

【乖離状況】 5.49倍(26年度)→6.33倍(30年度)

要因分析

【コスト】 +10,756

・人件費 +818

・物件費 +9,938

人件費の主な減内容→(正規職員の増2,224)

物件費の主な減内容→(消耗品等4,318、臨時職員の増4,036)

【収入】 △723

・施設使用料 △1,328

・減免換算額 +605

(参考)利用率

26年度 50.7%

30年度 47.8%

【施設コスト】

	30年度	26年度	30-26
算定職員数			
正規職員	2.8	2.5	0.3
非常勤職員	1.5	2.2	(0.7)
計	4.3	4.7	(0.4)
人件費計 A	28,382	27,564	818
正規職員	23,324	21,100	2,224
非常勤職員	5,058	6,464	△ 1,406
物件費計 B	117,826	138,337	△ 20,511
賃金	4,036	0	4,036
旅費	0	0	0
需用費	12,111	7,362	4,749
光熱水費	6,887	6,456	431
食糧費	0	0	0
一般需用費	5,224	906	4,318
役務費	460	522	△ 62
委託料	65,597	63,364	2,233
受付・運転・清掃等	38,704	34,729	3,975
保守委託	26,050	28,635	△ 2,585
その他	843	0	843
使用料及び賃借料	35,622	67,046	△ 31,424
土地・建物(共益費・敷金含)	35,622	65,776	△ 30,154
その他	0	1,270	△ 1,270
備品購入費・その他	0	43	△ 43
補助費等 C	402	107	295
報償費	0	0	0
役務費(保険料)	153	107	46
負担金補助	249	0	249
公課費	0	0	0
維持補修費 D	14,993	2,903	12,090
需用費(建物修繕)	14,993	2,903	12,090
工事請負費	0	0	0
原材料費	0	0	0
備品購入費	0	0	0
その他 E		0	0
計 B+C	118,228	138,444	△ 20,216
合計2 A+B+C	146,610	166,008	△ 19,398
合計1 A+B+C+D+E	161,603	168,911	△ 7,308

【施設使用料】

①施設使用料	13,246	14,574	△ 1,328
②行政財産使用料	20	57	△ 37
③国・都補助金	0	0	0
④雑入	10,596	0	10,596
⑤収入額計(=決算額)①+②+③+④	23,862	14,631	9,231
算定対象外収入額②+③+④	10,616	57	10,559
⑥減免分収入換算額	4,284	3,679	605
算定対象収入額①+⑥	17,530	18,253	△ 723

施設コストと施設使用料との乖離状況(指定管理者導入施設30年度実績)

単位:千円

施設名	としま産業 振興プラザ IKE・Biz	池袋第三区 民集会室	目白第一区 民集会室	地域文化 創造館 (合計)	巣鴨駅北・南・ 第三・白山・駒 込・西果鴨自 転車駐車場	目白東、西、 北、千歳橋自 転車駐車場	舞台芸術 交流センター	熊谷守一 美術館	目白庭園 (赤鳥庵)
a 人件費	47,754	0	0	112,251	28,974	14,423	63,398	10,887	11,284
b 物件費(除賃借料)	51,197	1,063	609	46,091	42,005	19,825	163,064	6,882	8,755
c 賃借料	2,781	0	0	3,835	3,650	14,580	4,803	6,623	173
d 補助費	2,210	0	0	16,461	75	22	43,314	1,709	937
e 維持補修費	141	0	0	50,961	0	0	807	38	2,237
a+b+d	101,161	1,063	609	174,805	71,054	34,270	269,776	19,478	20,976
1-自主事業比率	0.80	0.93	0.90	/	1.00	1.00	1.00	1.00	0.86
施設コスト	80,430	988	547	167,437	71,054	34,270	269,776	19,478	18,013

使用料等	36,711	129	156	79,171	79,255	39,168	114,564	7,496	6,780
減免分収入換算額	2,727	123	145	0	2,888	1,018	19,901	529	773
収入	39,438	252	301	79,171	82,143	40,186	134,465	8,025	7,553

乖離率 (施設コスト/収入)	2.04	3.92	1.82	2.11	0.87	0.85	2.01	2.43	2.38
前回乖離率	1.65	/	/	2.27	0.84	0.91	2.15	2.09	1.81

施設種類別乖離率	2.04	2.78		2.11	0.90(全駐車場)		2.01	2.43	2.38
----------	------	------	--	------	------------	--	------	------	------

○人件費については、純粋に維持管理にかかるもの以外に本部職員人件費が含まれているものがある。

○賃借料及び維持補修費は公的負担部分として施設コストへ算入しない。

○自主事業比率 = 自主事業参加者数 / 施設利用者総数

単位:千円

施設名	巣鴨体育館	雑司が谷 体育館	三芳グラウンド	池袋スポーツ センター	南長崎スポー ツ センター	豊島体育館	総合体育場 西巣鴨体育 場	合計
a 人件費	30,929	45,656	25,693	89,899	91,382	19,652	27,220	683,900
b 物件費(除賃借料)	30,915	64,578	10,185	112,523	68,323	29,289	17,203	667,401
c 賃借料	5,894	1,739	368	11,726	11,394	1,482	3,339	73,441
d 補助費	314	102	2,384	10,365	806	6,281	1,484	100,715
e 維持補修費	59	0	98	2,699	7,873	0	189	116,063
a+b+d	62,158	110,336	38,261	212,787	160,511	55,222	45,907	1,452,016
1-自主事業比率	0.60	0.77	0.75	0.80	0.67	0.89	0.82	1.18
施設コスト	37,532	85,120	28,639	169,678	108,211	49,308	37,555	1,265,043

使用料等	33,258	24,665	10,101	118,541	57,937	22,964	34,555	707,911
減免分収入換算額	3,495	2,640	666	20,462	8,387	4,307	5,213	70,547
収入	36,753	27,305	10,767	139,003	66,324	27,271	39,768	778,458

乖離率 (施設コスト/収入)	1.02	3.12	2.66	1.22	1.63	1.81	0.94	1.63
前回乖離率		3.42	2.40	1.58	2.23	2.03	1.24	1.74

施設種類別乖離率	1.49							—
----------	------	--	--	--	--	--	--	---

としま産業振興プラザ IKE・Biz(旧 勤労福祉会館)

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	47,754	24,729	23,025	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	19,898	8,219	11,679	アルバイト賃金等
	旅費	0	0	0	
	需用費	6,876	11,102	△ 4,226	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		9,461	1,345	8,116	消耗品費、印刷費等
	役務費	1,805	282	1,523	通信費、運搬費等
	委託料	12,542	26,818	△ 14,276	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	2,781	1,370	1,411	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	615	0	615	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	2,210	3,244	△ 1,034	保険料、租税公課等	
維持補修費	141	650	△ 509	修繕費等	
対象額合計(A)	101,161	75,739	25,422		
合計(増税後)(B)	101,742		101,742		
1-自主事業比率	0.80	0.97	△ 0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	80,430	73,468	6,962		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	80,892	0	80,892		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	36,711	39,337	△ 2,626	付属設備使用料含む
減免分	2,727	5,259	△ 2,532	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	39,438	44,596	△ 5,158	

【乖離状況】

A' / C	=	2.04	1.65	0.39
B' / C	=	2.05		

池袋第三区民集会室

【施設コスト】

単位：千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費			0	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金		0	アルバイト賃金等	
	旅費		0		
	需用費	430	30調査より		電気、ガス、水道
					糧費
			0	消耗品費、印刷費等	
	役務費			0	通信費、運搬費等
	委託料	633		633	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料			0	不動産賃借料、設備賃借料
	備品購入費			0	備品購入費(1件百万円未満)等
補助費等			0	保険料、租税公課等	
維持補修費		0	0	修繕費等	
対象額合計(A)	1,063	0	1,063		
合計(増税後)(B)	1,083		1,083		
1-自主事業比率	0.93		1		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(A')	988	0	988		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(B')	1,007	0	1,007		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	129		129	付属設備使用料含む
減免分	123		123	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後(C)	252	0	252	

【乖離状況】

A' / C =	3.92	#DIV/0!	#DIV/0!
B' / C =	3.99		

目白第一区民集会室

【施設コスト】

単位：千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費			0	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金		0	アルバイト賃金等	
	旅費		0		
	需用費	277			ガス、水道
					費
			0	消耗品費、印刷費等	
	役務費			0	通信費、運搬費等
	委託料	332		332	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料			0	不動産賃借料、設備賃借料
	備品購入費			0	備品購入費(1件百万円未満)等
補助費等			0	保険料、租税公課等	
維持補修費		0	0	修繕費等	
対象額合計(A)	609	0	609		
合計(増税後)(B)	620		620		
1-自主事業比率	0.90		1		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(A')	547	0	547		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(B')	557	0	557		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	156		156	付属設備使用料含む
減免分	145		145	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後(C)	301	0	301	

【乖離状況】

A' / C =	1.82	#DIV/0!	#DIV/0!
B' / C =	1.85		

地域文化創造館(各館合計)

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	112,251	112,655	△ 404	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	30,325	28,985	1,340	アルバイト賃金等
	旅費	246	0	246	
	需用費	4,075	7,013	△ 2,938	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		6,258	3,108	3,150	消耗品費、印刷費等
	役務費	975	883	92	通信費、運搬費等
	委託料	4,212	37,338	△ 33,126	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	3,835	3,642	193	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	38	△ 38	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	16,461	15,529	932	保険料、租税公課等	
維持補修費	50,961	1,864	49,097	修繕費等	
対象額合計(A)	174,805	205,549	△ 30,744		
合計(増税後)(B)	175,289		175,289		
1-自主事業比率	-	-	-		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	167,437	205,549	△ 38,112		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	167,901	205,549	△ 37,648		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	79,171	69,780	9,391	付属設備使用料含む
減免分	0	20,940	△ 20,940	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	79,171	90,720	△ 11,549	

【乖離状況】

A' / C	=	2.11	2.27	△ 0.15
B' / C	=	2.12		

巣鴨地区自転車駐車場(巣鴨北・南・第三・白山・駒込・西巣鴨)

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	28,974	2,444	26,530	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	0	18,649	△ 18,649 アルバイト賃金等	
	旅費	0	0	0	
	需用費	5,098	4,800	298	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		297	2,194	△ 1,897	消耗品費、印刷費等
	役務費	327	270	57	通信費、運搬費等
	委託料	36,283	37,194	△ 911	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	3,650	1,229	2,421	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	111	△ 111	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	75	680	△ 605	保険料、租税公課等	
維持補修費	0	0	0	修繕費等	
対象額合計(A)	71,054	66,343	4,711		
合計(増税後)(B)	71,832		71,832		
1-自主事業比率	1.00	1.00	0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	71,054	66,343	4,711		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	71,832	0	71,832		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	79,255	76,235	3,020	付属設備使用料含む
減免分	2,888	2,583	305	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	82,143	78,818	3,325	

【乖離状況】

A' / C =	0.87	0.84	0.02
B' / C =	0.87		

目白地区自転車駐車場(目白東・西・北・千歳橋)

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	14,423	3,305	11,118	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	0	9,195	△ 9,195 アルバイト賃金等	
	旅費	0	0	0	
	需用費	2,726	2,605	121	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		73	2,791	△ 2,718	消耗品費、印刷費等
	役務費	488	432	56	通信費、運搬費等
	委託料	16,538	8,991	7,547	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	14,580	1,506	13,074	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	113	△ 113	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	22	12	10	保険料、租税公課等	
維持補修費	0	0	0	修繕費等	
対象額合計(A)	34,270	37,444	△ 3,174	固定納付10,000千円含む	
合計(増税後)(B)	34,637		34,637		
1-自主事業比率	1.00	1.00	0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	34,270	37,444	△ 3,174		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	34,637	0	34,637		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	39,168	40,007	△ 839	付属設備使用料含む
減免分	1,018	966	52	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	40,186	40,973	△ 787	

【乖離状況】

A' / C =	0.85	0.91	△ 0.06
B' / C =	0.86		

舞台芸術交流センター

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	63,398	46,570	16,828	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	4,732	4,647	85	アルバイト賃金等
	旅費	3,579	2,019	1,560	
	需用費	43,840	41,657	2,183	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		6,816	6,174	642	消耗品費、印刷費等
	役務費	4,700	39,835	△ 35,135	通信費、運搬費等
	委託料	99,341	105,365	△ 6,024	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	4,803	4,531	272	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	56	0	56	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	43,314	33,181	10,133	保険料、租税公課等	
維持補修費	807	1,216	△ 409	修繕費等	
対象額合計(A)	269,776	279,448	△ 9,672		
合計(増税後)(B)	272,713		272,713		
1-自主事業比率	1.00	1.00	0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	269,776	279,448	△ 9,672		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	272,713	0	272,713		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	114,564	106,292	8,272	付属設備使用料含む
減免分	19,901	23,630	△ 3,729	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	134,465	129,922	4,543	

【乖離状況】

A' / C	=	2.01	2.15	△ 0.14
B' / C	=	2.03		

熊谷守一美術館

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	10,887	9,369	1,518	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	293	215	78	アルバイト賃金等
	旅費	203	146	57	
	需用費	1,120	1,011	109	電気、ガス、水道
		49	21	28	食糧費
		1,411	1,734	△ 323	消耗品費、印刷費等
	役務費	750	713	37	通信費、運搬費等
	委託料	3,014	3,272	△ 258	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	6,623	6,133	490	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	42	146	△ 104	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	1,709	1,574	135	保険料、租税公課等	
維持補修費	38	0	38	修繕費等	
対象額合計(A)	19,478	18,201	1,277		
合計(増税後)(B)	19,614		19,614		
1-自主事業比率	1.00	1.00	0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(A')	19,478	18,201	1,277		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(B')	19,614	0	19,614		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	7,496	6,415	1,081	付属設備使用料含む
減免分	529	2,311	△ 1,782	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後(C)	8,025	8,726	△ 701	

【乖離状況】

A' / C	=	2.43	2.09	0.34
B' / C	=	2.44		

目白庭園

【施設コスト】

単位:千円

区分	30度	26年度	26-22	備考	
人件費	11,284	4,747	6,537	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	0	0	アルバイト賃金等	
	旅費	271	0	271	
	需用費	2,021	2,272	△ 251	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		996	1,888	△ 892	消耗品費、印刷費等
	役務費	538	316	222	通信費、運搬費等
	委託料	4,929	10,287	△ 5,358	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	173	156	17	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	0	0	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	937	48	889	保険料、租税公課等	
維持補修費	2,237	418	1,819	修繕費等	
対象額合計(A)	20,976	19,558	1,418		
合計(増税後)(B)	21,154		21,154		
1-自主事業比率	0.86	0.87	△ 0.01		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	18,013	17,015	998		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	18,166	0	18,166		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	6,780	8,979	△ 2,199	付属設備使用料含む
減免分	773	440	333	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	7,553	9,419	△ 1,866	

【乖離状況】

A' / C	=	2.38	1.81	0.58
B' / C	=	2.41		

巣鴨体育館

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	30,929		30,929	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	0	0	アルバイト賃金等	
	旅費	0			
	需用費	16,004			電気、ガス、水道
		0			食糧費
		2,550		2,550	消耗品費、印刷費等
	役務費	290		290	通信費、運搬費等
	委託料	12,071		12,071	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	5,894		5,894	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0		0	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	314		314	保険料、租税公課等	
維持補修費	59		59	修繕費等	
対象額合計(A)	62,158	0	62,158		
合計(増税後)(B)	62,731		62,731		
1-自主事業比率	0.60		1		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	37,532	0	37,532		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	37,878	0	37,878		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	33,258		33,258	付属設備使用料含む
減免分	3,495		3,495	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	36,753	0	36,753	

【乖離状況】

A' / C	=	1.02	#DIV/0!	#DIV/0!
B' / C	=	1.03		

雑司ヶ谷体育館

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	45,656	52,625	△ 6,969	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	8,374	6,922	1,452	アルバイト賃金等
	旅費	2	0	2	
	需用費	38,555	34,033	4,522	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		9,727	12,479	△ 2,752	消耗品費、印刷費等
	役務費	305	1,343	△ 1,038	通信費、運搬費等
	委託料	7,615	6,059	1,556	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	1,739	214	1,525	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	315	△ 315	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	102	9,497	△ 9,395	保険料、租税公課等	
維持補修費	0	0	0	修繕費等	
対象額合計(A)	110,336	123,273	△ 12,937		
合計(増税後)(B)	139,874		139,874		
1-自主事業比率	0.77	0.80	△ 0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	85,120	98,618	△ 13,498		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	107,908	0	107,908		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	24,665	26,843	△ 2,178	付属設備使用料含む
減免分	2,640	1,970	670	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	27,305	28,813	△ 1,508	

【乖離状況】

A' / C =	3.12	3.42	△ 0.31
B' / C =	3.95		

三芳グランド

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	25,693	20,330	5,363	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	0	0	アルバイト賃金等	
	旅費	0	0		
	需用費	4,684	4,025	659	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		3,820	4,156	△ 336	消耗品費、印刷費等
	役務費	254	320	△ 66	通信費、運搬費等
	委託料	1,427	1,585	△ 158	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	368	826	△ 458	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	0	0	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	2,384	5,378	△ 2,994	保険料、租税公課等	
維持補修費	98	0	98	修繕費等	
対象額合計(A)	38,261	35,794	2,467		
合計(増税後)(B)	48,593		48,593		
1-自主事業比率	0.75	0.71	0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(A')	28,639	25,414	3,225		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計(B')	36,372	0	36,372		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	10,101	9,509	592	付属設備使用料含む
減免分	666	1,094	△ 428	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後(C)	10,767	10,603	164	

【乖離状況】

A' / C =	2.66	2.40	0.26
B' / C =	3.38		

池袋スポーツセンター

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	89,899	70,849	19,050	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	8,240	77,757	△ 69,517	アルバイト賃金等
	旅費	0	0	0	
	需用費	36,313	37,970	△ 1,657	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		34,806	36,834	△ 2,028	消耗品費、印刷費等
	役務費	791	790	1	通信費、運搬費等
	委託料	32,373	11,345	21,028	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	11,726	11,970	△ 244	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	0	0	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	10,365	23,757	△ 13,392	保険料、租税公課等	
維持補修費	2,699	1,673	1,026	修繕費等	
対象額合計(A)	212,787	259,302	△ 46,515		
合計(増税後)(B)	358,129		358,129		
1-自主事業比率	0.80	0.76	0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	169,678	197,070	△ 27,392		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	285,575	0	285,575		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	118,541	112,614	5,927	付属設備使用料含む
減免分	20,462	12,358	8,104	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	139,003	124,972	14,031	

【乖離状況】

A' / C	=	1.22	1.58	△ 0.36
B' / C	=	2.05		

南長崎スポーツセンター

【施設コスト】

単位：千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	91,382	93,836	△ 2,454	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	23,422	29,699	△ 6,277	アルバイト賃金等
	旅費	163	0	163	
	需用費	27,712	54,601	△ 26,889	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		3,814	40,893	△ 37,079	消耗品費、印刷費等
	役務費	1,361	2,448	△ 1,087	通信費、運搬費等
	委託料	11,851	23,139	△ 11,288	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	11,394	17,847	△ 6,453	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	0	0	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	806	47,831	△ 47,025	保険料、租税公課等	
維持補修費	7,873	0	7,873	修繕費等	
対象額合計(A)	160,511	292,447	△ 131,936		
合計(増税後)(B)	214,673		214,673		
1-自主事業比率	0.67	0.81	△ 0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	108,211	236,882	△ 128,671		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	144,725	0	144,725		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	57,937	100,012	△ 42,075	付属設備使用料含む
減免分	8,387	6,296	2,091	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	66,324	106,308	△ 39,984	

【乖離状況】

A' / C	=	1.63	2.23	△ 0.60
B' / C	=	2.18		

豊島体育館

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	30-26	備考	
人件費	19,652	19,881	△ 229	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	2,239	964	1,275	アルバイト賃金等
	旅費	0	0	0	
	需用費	8,111	8,111	△ 0	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		1,991	1,862	129	消耗品費、印刷費等
	役務費	130	131	△ 1	通信費、運搬費等
	委託料	16,818	14,131	2,687	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	1,482	1,482	△ 0	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	287	△ 287	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	6,281	10,884	△ 4,603	保険料、租税公課等	
維持補修費	0	161	△ 161	修繕費等	
対象額合計(A)	55,222	56,251	△ 1,029		
合計(増税後)(B)	55,760		55,760		
1-自主事業比率	0.89	0.88	0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	49,308	49,501	△ 193		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	49,788	0	49,788		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	22,964	21,271	1,693	付属設備使用料含む
減免分	4,307	3,106	1,201	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	27,271	24,377	2,894	

【乖離状況】

A' / C =	1.81	2.03	△ 0.22
B' / C =	1.83		

総合体育場・西巣鴨体育場

【施設コスト】

単位:千円

区分	30年度	26年度	26-22	備考	
人件費	27,220	19,645	7,575	給料、賞与、福利費等	
物件費	賃金	3,056	4,535	△ 1,479	アルバイト賃金等
	旅費	31	0	31	
	需用費	8,708	11,035	△ 2,327	電気、ガス、水道
		0	0	0	食糧費
		2,583	4,035	△ 1,452	消耗品費、印刷費等
	役務費	343	295	48	通信費、運搬費等
	委託料	2,481	1,305	1,176	清掃、警備、各種保守委託料等
	賃借料	3,339	308	3,031	不動産賃借料、設備賃借料
備品購入費	0	0	0	備品購入費(1件百万円未満)等	
補助費等	1,484	8,796	△ 7,312	保険料、租税公課等	
維持補修費	189	1,225	△ 1,036	修繕費等	
対象額合計(A)	45,907	49,646	△ 3,739		
合計(増税後)(B)	51,019		51,019		
1-自主事業比率	0.82	0.86	△ 0		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (A')	37,555	42,695	△ 5,139		
自主事業に係る部分を 除く施設コスト計 (B')	41,737	0	41,737		

* 網掛け部分は算定対象外

【施設使用料】

管理代行収入等	34,555	30,727	3,828	付属設備使用料含む
減免分	5,213	3,838	1,375	利用実績のうち使用料減免分の 収入換算額
減免分調整後 (C)	39,768	34,565	5,203	

【乖離状況】

A' / C	=	0.94	1.24	△ 0.29
B' / C	=	1.05		

としまスタートアップオフィス使用料の改定について（検討報告）

令和元年度 11 月
文化商工部生活産業課

1. 検討結果

としまスタートアップオフィスの使用料は、現行の月額 10,000 円を改定しない。

2. 改定しない理由と根拠

理由 1) 産業振興プラザの面積単価の考慮

現状の使用料を下表の通り算出すると使用料は約 10,000 円であり、ほぼ受益者負担となるため、現行金額が妥当である。

根拠：算出結果

(ア)㎡単価	(イ)オフィス面積(㎡)	(ウ)光熱水費(月額・円)	(エ)入居定員(人)	使用料(円)
4,861	27	21,500	15	10,183
		今年度予算より算出		$\{(ア) \times (イ) + (ウ)\} / (エ)$

理由 2) 他区の創業支援施設との比較

競争が予想されていた近隣の新宿区をはじめ、他区の形態が類似した創業支援施設の使用料は約 10,000 円（下表）となっている。現行使用料は、他区と同程度の料金設定となっている。なお、他区も来年度使用料を改定する予定はない。

根拠：他区創業支援施設の使用料

区名	使用料	使用料改定の予定	備考
新宿区	月額10,000円(税込)	なし	
足立区	月額10,000円(税抜)	なし	東京電機大学が運営
世田谷区	1日4時間まで305円 8時間まで509円	なし	509円(8時間)×20日=10,180円 ※小学校入学前の子どもを持つ方で、デスクワークを行う保護者が対象
板橋区	月額10,000円 共益費・ごみ処理代・電気代相当額3,000円	なし	指定管理

理由 3) 本来の事業目的

本来の事業目的は、経済的に不安定な起業家への支援として、民間ではオフィスを借りられない人に利用してもらうためである。したがって、使用料を容易に改定することはできない。なお、毎年施設運営は以下の理由で改善傾向にある。

- ・ 初期経費等の減少
- ・ 定員増による歳入増

根拠：収支状況（人件費除く）

	平成29年度	平成30年度	今年度(推計)
歳出	6,139,837円	2,910,570円	2,887,042円
歳入	740,000円	1,360,000円	1,734,000円
歳出÷歳入	8.3倍	2.1倍	1.7倍
備考	初期経費: 3,666,000円 +複合機の初期費用	増員に伴う追加設備等 239,004円	

[参考]

1. としまスタートアップオフィスのサービス概要

- ・ シェアデスク方式のオフィス 5 席（無線 LAN、有線 LAN、コンセント設置）
- ・ 個人用ロッカー、メールボックス、管理費、共益費が使用料に含まれている。
- ・ 地域活動交流センターの会議室、相談室の利用可。
- ・ 事業所、法人の登記地として登録可。
- ・ 有料の複合機が設置されている。PC のプリンター、コピー機として利用可能。
- ・ 定員は 15 名（平成 30 年 9 月より定員 10 名から 5 名追加）

2. 登録者数の推移

	日付	内容	増加	減少	現員
2017年度 定員10名	6月	第1回募集(7月利用開始)			
	7/1	第1回募集 利用開始(5名)	5		5
	7/31	利用終了者		1	4
	9/1	利用取消者		(△1)	4
	9月	第2回募集(10月11月利用開始)			
	10/1	第2回募集 10月利用開始(6名)	6		10
	11/1	第2回募集 11月利用開始(1名)	1		11
2018年度 定員15名	11/31	利用停止(2名での利用を1名に変更)		1	10
	6/30	利用終了者		3	7
	8月	第3回募集			
	9/3	利用開始	4		11
	10/2	利用開始	3		14
2019年度 定員15名	12/31	利用終了者		1	13
	6/30	利用終了者		1	12
	8月	第4回募集			
	9/2	利用開始	3		15
合計			22	7	

熊谷守一美術館観覧料の改定について（検討報告）

令和元年11月

文化商工部文化デザイン課

1. 検討結果の概要

常設展一般個人の観覧料について、現行の500円を改定しない。

（理由）

- ① 博物館法第23条及びユネスコ決議「博物館をあらゆる人に開放するもっとも効果的な方法に関する勧告」（別紙1）の趣旨から、入館料は無料ないしは低廉なものであることが望ましいこと。
- ② 市（区）が設置する美術館の18%が無料であり、有料施設の入館料平均値が492円であること¹。加えて、特別区内同種施設の入館料の最高値が現行入館料と同値の500円であること。
- ③ 設置目的である「区民が美術文化を享受することにより、区民の文化の向上と豊かな地域社会の形成に寄与する」ことを実現させるため、利用しやすい金額にする必要があること。

2. 条例で定めた入館料

平成19年11月に区立美術館になる前に常設展一般個人観覧料が500円であったためその金額を引き継いだ。

区分	常設の展示（1人1回につき）		特別の企画の展示 （1人1回につき）
	個人	団体（15人以上）	
一般	500円	450円	1,000円
中学生・高校生・大学生	300円	—	500円
小学生	100円	—	100円

※小学校就学前の児童の観覧料は無料とする

※障がい者手帳等の交付を受けている方は小学生の観覧料と同額（介助者1名無料）

¹ 公益財団法人 日本博物館協会「日本の博物館総合調査報告書（平成25年度博物館総合調査に関する報告書）平成29年3月（最終閲覧日：令和元年11月5日）

3. 現行入館料

区分	常設展	特別展
一般個人	500 円	700 円
団体（15 人以上）	450 円	630 円
高・大学生	300 円	500 円
小・中学生	100 円	100 円
小学生未満	無料	無料

※障がい者手帳等の交付を受けている方 100 円（介助者 1 名無料）

4. 他区同種施設との比較

熊谷守一美術館は展示室の面積が一番狭く、所蔵作品数も少ないが、常設展の観覧料は最も高い。特別展も年 1 回しか開催できず、開催規模も他館の半分程度である。

	展示室面積	観覧料（一般）		
		常設展	特別展	
熊谷守一美術館	118 m ²	500 円	1,000 円(上限)	周年展のみ(700 円)
板橋区立美術館	714 m ²	無料	660 円(上限)	館蔵品展は無料。 一般 650 円で運用している。
渋谷区立松濤美術館	381 m ²	500 円	2,000 円(上限)	観覧料は一般 500 円か 1,000 円で展覧会ごとに異なる。
練馬区立美術館	524 m ²	—	1,000 円(上限)	展覧会ごとに異なる。
世田谷美術館	1,808 m ²	200 円	1,500 円(上限)	一般 1,000 か 1,200 円で展覧会ごとに異なる。
台東区朝倉彫塑館	1,017 m ²	500 円	500 円	条例で 500 円と定めている。
〇美術館	365 m ²	—	—	貸館のみ。 借主が観覧料を設定する。
目黒区美術館	749 m ²	—	1,500 円(上限)	一般 600～1,000 円で展覧会ごとに異なり、800 円が最も多いとのこと。
大田区立龍子記念館	620 m ²	200 円	500 円(上限)	一般 500 円で運用している。
すみだ北斎美術館	755 m ²	400 円	2,000 円(上限)	常設展と企画展双方を観覧できるチケットを展覧会ごとに 1,000 か 1,200 円で販売していることが多いとのこと。

5. 入館者の推移

他館との連携、PR活動の強化に取り組んできたこと、平成30年度は熊谷守一を題材にした映画が公開されたことから入館者が増加した。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
開館日数		295日	296日	295日	295日	295日
総観覧者数 (1日平均)		8,258人 (28人)	7,736人 (26人)	5,618人 (19人)	6,717人 (23人)	10,783人 (37人)
内 訳	常設展示	4,625人	3,469人	3,358人	4,625人	6,805人
	特別展	29周年展 5月18日～6月22日	30周年展 5月15日～6月28日	31周年展 5月20日～6月26日	32周年展 5月19日～6月25日	33周年展 5月11日～6月24日
		3,633人	4,267人	2,260人	2,092人	3,978人

6. 指定管理者による事業収支状況

必要な人員を配置し、他館との連携、PR活動の強化に取り組んできたため支出が増えたが、PR等の効果が徐々に表れ、入館者が増加したことで収入も増えてきている。平成30年度については特に映画の影響が大きく関与していると思われる。

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収入	18,538千円	18,920千円	17,539千円	17,238千円	19,957千円
支出	18,619千円	19,375千円	18,176千円	19,507千円	19,957千円

7. 熊谷守一美術館管理運営経費

平成24年度の指定管理者選定の際も選定委員から指摘を受け指定管理料を増額した。以降指定管理料はほぼ一定であったが、指定管理期間10年間(平成25年度～令和4年度)の内5年を経過する令和元年度より(株)榎の職員構成の変更により人件費・事業費が実態とそぐわなくなったことで指定管理料を増額した。また令和元年10月1日より建物賃借料が月額515,000円から月額524,000円に増額している。

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
決算総額	18,793千円	19,650千円	18,926千円	19,049千円	19,049千円	—
指定管理料	12,123千円	12,979千円	12,461千円	12,461千円	12,461千円	13,897千円

※決算総額の中には指定管理料のほか、美術品動産保険料、建物賃借料等が含まれている。

区立幼稚園預かり保育料の見直し結果について

令和元年10月
教育部学務課

1. 検討結果

区立幼稚園預かり保育料については、現行の月額5,000円、日額500円を改定しない。

【理由】

今年度より実施された幼児教育無償化により子育て世帯の負担軽減が図られたことに加え、近隣区及び新制度下の私立幼稚園の預かり保育料との均衡などの観点から預かり保育料額を据え置くこととする。理由は以下のとおり。

- (1) 幼児教育無償化は子育て世帯の経済的負担軽減等を目的としており、今回入園料及び保育料が無償となったにも関わらず、預かり保育料を値上げすることは幼児教育無償化の趣旨に逆行することとなる。
- (2) 区立幼稚園の23区の預かり保育料額との均衡を図る必要があり、他区と比較して豊島区はちょうど中間あたりに存置している。
- (3) 公私比較については、いずれも豊島区と同額か高い金額を設定している幼稚園が多く、区立幼稚園の就園率が下がっている現状では、私立幼稚園と同様の金額設定をした場合にさらなる就園率の低下が想定される。

2. 検討にあたって

幼稚園預かり保育料の考え方

- ① 預かり保育料は、預かり保育に従事する指導員の人件費、おやつ代、消耗品代を預かり保育利用定員により按分し算出した金額を「預かり保育料」として設定している。
- ② 幼稚園の施設使用料は、幼稚園保育料として保護者から徴収していたが、令和元年10月1日より開始された幼児教育無償化により不徴収となった。公立施設については自治体が負担することとなっており、この施設使用料を預かり保育料の算定に上乘せすることは幼児教育無償化の趣旨に反するため、従前どおり預かり保育料には施設使用料を算定根拠としない。
- ③ 一時利用の額は、近隣区も月額1割程度としていることから500円と設定し、登録利用への誘引を図ることを目的に利用金額の上限は設けない。

3. 検討内容

(1) 平成 30 年度・平成 31 年度見込みの収支の状況の比較

①園児一人当たりのコスト

	平成 30 年度	平成 31 年度見込み
施設運営コスト (消費税を除く) (ア)	900 千円	791 千円
人件費 (イ)	12,073 千円	15,647 千円
施設運営コスト (ア) + (イ) = (ウ)	12,973 千円	16,438 千円
(ウ) ÷ 180 人 ÷ 12 月	6,006 円	7,610 円

②収支の乖離状況

	平成 30 年度	平成 31 年度見 込み
施設運営コスト (ウ)	12,973 千円	16,438 千円
収入 (イ)	5,401 千円	7,019 千円
乖離状況 (ウ÷イ)	2.40 倍	2.34 倍

(2) 幼児教育無償化による影響

預かり保育料については、保育の必要性が認定された場合に無償となる。そのため、保護者から徴収する使用料は減収となることが見込まれるが、その分幼児教育無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付交付金」の歳入が見込まれる。「子育てのための施設等利用給付交付金」は、負担割合が国 1/2、都 1/4 であり、区に 1/4 の負担が残る。ただし、その負担分を考慮して加算をすることは、子育て世帯の経済的負担軽減を趣旨とした幼児教育無償化の趣旨に反すると考える。

(3) 他区の幼稚園預かり保育料の状況

23 区中 22 区に区立幼稚園が設置され、18 区が預かり保育を実施している。

豊島区より高い預かり保育料を設定している区は 6 区、安い預かり保育料を設定している区は 8 区、同様の金額を設定している区は 3 区である。

学期中の預かり保育料について比較をした。(詳細は別添参照)

①月額利用

最高：文京区 8,900 円 (8 時～18 時まで)

最低：世田谷区 4,000 円 (16 時 30 分まで)

②一時利用 (一日にかかる最大金額で比較)

最高：目黒区 2,400 円/日 (7 時 30 分～18 時 30 分まで)

最低：足立区 350 円/日 (17 時 00 分まで)

(4) 私立幼稚園等の預かり保育料との公私比較

①17時までの預かり保育を実施している園

実施園	1週間の実施日数	預かり保育料 (月額の場合日額換算)
A	3日	600円
B	4日	1,000円
C	4日	683円
D	4日	800円
E	4日	500円
F	4日	700円

(5) 幼稚園園児数及び預かり保育利用者の推移

①幼稚園園児数(5月1日現在在園児数)

	H27	H28	H29	H30	R1
在園児数(人)	161	162	169	140	121
定員充足率(%)	89.4	90.0	93.9	77.8	67.2

②幼稚園預かり保育利用者数(延べ人数)

	H27	H28	H29	H30
利用者数(人日)	5,650	5,848	5,080	4,825

4. 預かり保育料改定の経過

(1) 学期中の預かり保育料

平成23年4月より、月額5,000円及び日額500円。以後、改定なし。

(2) 長期休業中の預かり保育料

平成30年7月より、日額800円。以後、改定なし。

5. 積算根拠資料

- ① 「23区幼稚園預かり保育料の状況」
- ② 「施設運営コスト(平成30年度・令和元年度見込み・令和2年度見込み)」

区立幼稚園施設運営コストと使用料収入の状況

(平成 31 年度決算想定)

◎考え方

一般的施設使用料算定の方法→施設コスト算定方法による。

1. 歳出 (単位千円)

項目	節 名	支出済額計	
歳 出	A 人 件 費	給 与 費	
		共 済 費	2,715
		報 酬	8,879
		賃 金	4,053
		委 託 料	
		計	15,647
		B 物 件 費	賃 金
報 酬			
報 償 費			
旅 費	17		
需 用 費	695		
役 務 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備品購入費	165		
原 材 料 費			
交 際 費			
負担金及び交付金			
計	877		
歳 出 総 額		16,524	

2. 歳入 (単位千円)

		① 財 調(不算入)	—	
歳 入	特 定 財 源	② 使用料(預かり保育料)*予算額	2,214	
		③ 子ども・子育て交付金(国)	885	
		④ 子ども・子育て交付金(都)	885	
		⑥ 施設等利用給付交付金(国)	704	
		⑦ 施設等利用給付交付金(都)	352	
		⑧ 雑入(非常勤・臨時職員納付金)	1,321	
		(ア) 歳 入 総 額		6,361

3. 収入額 【使用料収入+減額免除分】

使用料収入額	1,951
減免分収入換算額	658
(イ) 合 計	2,609

4. 使用料計算対象額(消費的費用) 【施設運営コスト】

物 件 費	① 物件費合計(使用料該当分)*左表のB	877
	②「①」のうち消費税非該当分の経費(旅・交・負)	17
	③消費税相当額((①-②)×10%)	86
	(ウ) 物件費合計(①-③)	791
(エ) 人件費合計*左表のA		15,647
【算定施設運営コスト】		
(ウ) + (エ)		16,438
(オ) 物件費合計 + 人件費合計		16,438

5. 園児1人当たりの負担額(年額)

(年額)施設運営コストを園児定員で割る。		
$16,438 \text{ 千円} \div 180 \text{ 人} =$	$91,322 \text{ 円}$	
(月額)		
$91,322 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} =$	$7,610 \text{ 円}$	
1人当たり月額	7,610 円	

6. 収支乖離の状況

(オ)施設運営コスト ÷ 収入(ア)+減免分		
$16,438 \div$	$7,019 =$	2.34 倍

区立幼稚園施設運営コストと使用料収入の状況

(平成 30 年度決算)

◎考え方

一般的施設使用料算定の方法→施設コスト算定方法による。

1. 歳出 (単位千円)

項目	節 名	支出済額計
A 人件費	給 与 費	
	共 済 費	2,147
	報 酬	6,905
	賃 金	3,021
	委 託 料	
	計	12,073
	B 物件費	賃 金
報 酬		
報 償 費		
旅 費		17
需 用 費		927
役 務 費		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		54
原 材 料 費		
交 際 費		
負担金及び交付金		
計	998	
歳 出 総 額		13,071

2. 歳入 (単位千円)

歳入	① 財 調(不算入)		—
	特定 財源	② 使用料(保育料)*調定額	
③ 子ども・子育て交付金(国)			986
④ 子ども・子育て交付金(都)			1,005
⑤ 雑入(非常勤・臨時職員納付金)			1,092
(ア) 歳 入 総 額			5,037

3. 収入額 【使用料収入+減額免除分】

使用料収入額	1,951
減免分収入換算額	364
(イ) 合 計	2,315

4. 使用料計算対象額(消費的費用) 【施設運営コスト】

物 件 費	① 物件費合計(使用料該当分)*左表のB	998
	②「①」のうち消費税非該当分の経費(旅・交・負)	17
	③消費税相当額((①-②)×10%)	98
	(ウ)物件費合計(①-③)	900
(エ) 人件費合計*左表のA		12,073

【算定施設運営コスト】

(ウ) + (エ)	
(オ)物件費合計 + 人件費合計	12,973

5. 園児1人当たりの負担額(年額)

(年額)施設運営コストを園児定員で割る。		
12,973 千円 ÷ 180 人 =		72,072 円
(月額)		
72,072 円 ÷ 12 月 =		6,006 円
1人当たり月額	6,006	円

6. 収支乖離の状況

(オ)施設運営コスト ÷ 収入(ア)+減免分		
12,973 ÷	5,401 =	2.40 倍

23区幼稚園預かり保育料の状況

区名	園数			預かり保育 実施園数	園児1人あたりの費用			預かり時間		
	園数	うち 休園数	うち こども 園等数		月額	日額	その他	教育時間前	教育時間後	
千代田	8		2	8				2時間200円	7時30分～(2園)	16時30分(6園) 18時30分(2園)
中央	16	3		3	月額5,000円	日額400円				16時30分(3園)
港	12			12	月額8,000円(3月のみ8,500円) ※所得、世帯状況に応じて階層あり	日額800円 ※所得、世帯状況に応じて階層あり				16時30分(12園)
新宿	24	7	3	7	月額5,000円	日額500円				16時30分(7園)
文京	10		1	10	月額8,900円	日額450円			8時00分～(10園)	18時00分(10園)
台東	11		1	1		石浜橋場こども園 日額400円				17時00分(1園)
墨田	7			0						
江東	20			0						
品川	9		6	9		①区立幼(城南・伊藤) ～17時まで 400円 ②区立幼(浜川)・幼保一体(第一日野・台場) ～17時まで 400円 7時30分～18時30分 600円 ③幼保一体(平塚・八潮わかば) 9時～17時 550円 7時30分～18時30分 750円 ④こども園(御殿山・二葉) 7時30分～18時30分 750円 7時30分～19時30分 1,150円			7時30分～(7園)	17時00分(2園) 18時30分(5園) 19時30分(2園)
目黒	3		2	2				平日 ①7時30分～8時30分まで 400円 ②8時30分～8時50分まで 200円 ③14時～16時30分まで 1,000円 ④16時30分～18時30分まで 800円	7時30分～(2園)	18時30分(2園)
大田	区立幼稚園等なし									
世田谷	8		1	8	区立幼稚園 月額4,000円			こども園 ①7時15分～9時 150円 ②14時～16時30分 250円 ③14時～18時15分 400円	7時15分～(1園)	16時30分(7園) 18時15分(1園)
渋谷	5		2	5	月額4,900円				7時30分～(5園)	17時00分(5園)
中野	2			2	月額6,000円	日額600円				17時00分(2園)
杉並	6		6	6				1時間500円		17時00分(6園)
豊島	3			3	月額5,000円	日額500円				17時00分(3園)
北	5		1	1				平日 ①7時15分～9時 300円 ②14時～16時30分 300円 ③16時30分～18時15分 300円	7時15分～(1園)	18時15分(1園)
荒川	9		1	1	月額4,100円	日額400円				18時00分(1園)
板橋	2			0						
練馬	3			3		日額600円				16時50分(3園)
足立	3		3	3		日額350円				17時00分(3園)
葛飾	3			0						
江戸川	1			1		日額500円			7時30分～(1園)	18時30分(1園)

学童クラブ利用料の改定について（検討報告）

1. 個別検討とする理由

保育園の保護者負担率と基準を合わせる必要があるため。

前回検討時に平成 28 年 4 月 1 日より利用料を月額 3,000 円 → 4,000 円へ改定。

平成 28 年度、29 年度にかけ、段階的に利用時間を延長し、サービスを拡大。

（条例上限、月額 6,000 円）

2. 検討結果の概要

学童クラブ利用料の改定は行わない。

3. 理由

- ① 幼児教育・保育料の無償化の影響から今後保育園の保護者負担率が低下するため（別紙 1）
2018 年度決算によると、認可保育園の年間運営経費は約 132 億円、保育料収入は約 16 億円であり、保護者負担率は 12.1%となっている。但し、令和元年度には幼児教育・保育料の無償化が開始されるため、今後は保護者負担率の低下が見込まれる。
一方、学童クラブの年間管理運営経費は 840,570,801 円、利用料収入は 83,439,000 円であり、保護者負担率は 10%となるが、幼児教育・保育料の無償化の流れや一層の子育て支援充実を考えると、現在の利用料を改定することは適切ではない。
- ② 全国の利用料比較において適正であるため（別紙 2）
平成 30 年厚生労働省放課後児童健全育成事業の実施状況調査によると、全国 24,573 か所学童クラブの内、月額利用料 4,000 円～6,000 円未満の学童クラブが 5,832 か所、豊島区は全体の 28.1%と最も多い階層に入っており、4,000 円は適正と考えられる。
- ③ 近隣区との比較において適正であるため（別紙 3）
平成 29 年度東京都の学童クラブ事業実施状況（最新：毎年 12 月更新）によると、23 区学童クラブの平均利用料（一部間食費含）は 0 円（中央区・港区）～9,000 円（文京区）、平均 4,400 円であり、豊島区の 4,000 円（間食費含まない）は適正と考えられる。

4. 学童クラブ利用料改正とサービス拡大の経緯

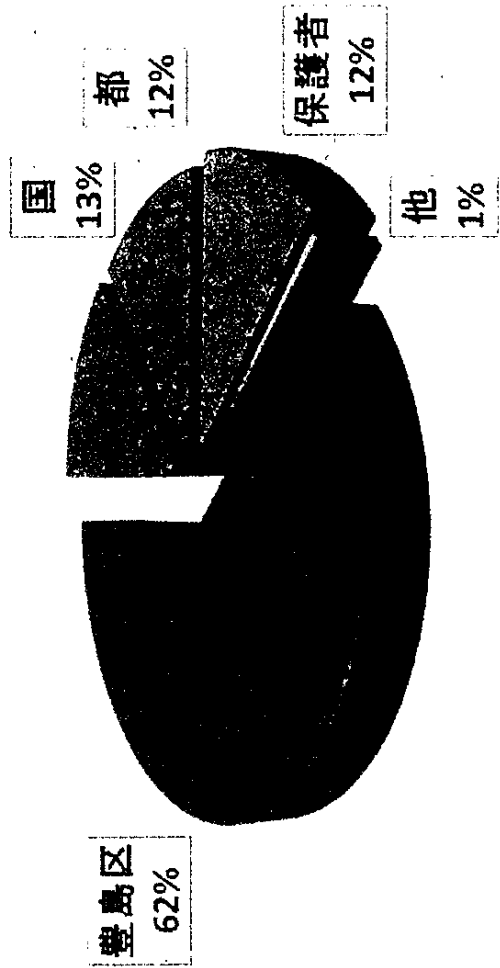
- （1）平成 28 年 4 月 1 日より利用料を月額 3,000 円 → 4,000 円へ改定。
- （2）平成 28 年 4 月 1 日より全ての施設で学校休業日の利用開始時間を 8:15 に繰上。
8 月分のみ別途 1,000 円徴収。
- （3）平成 28 年 4 月 1 日より 5 施設で平日の利用終了時間を 19:00 まで延長。
延長利用料月額 1,000 円。
- （4）平成 29 年 4 月 1 日より 延長利用（全ての施設で平日の利用終了時間を 19:00 まで延長。）月額 1,000 円。 9 時前利用料を 8 月分のみ別途 1,000 円→年額 1,000 円へ改正。

第10章 保育園の運営について

1. 認可保育園の運営にかかる経費と保育料

保育園の運営経費は、保護者の皆さまに負担していただく保育料と国・都・区が負担する費用でまかなわれています。年間の運営経費は約132億円で、保育料収入は約16億円です。他の収入は、ほとんどが税負担となっています。このため、下図のように、認可保育園の運営経費に占める区の負担割合が極めて大きくなっています。（数値はすべて2018年度決算によるもので、人件費を含みます。）

<認可保育園運営経費の負担割合>



- ◇左図のとおり、運営費には多くの税金が投入されています。
- ◇現在の保育料収入は、保育園運営に必要な経費の12%程度となっています。

放課後児童クラブにおける利用者負担について

(平成29年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査(毎年5月1日時点))

- 放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされており、利用料徴収を実施している市町村数は1,418市町村(クラブ実施市町村数の約9割)。
- 放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～6,000円に最も多く分布している。
- 利用料を徴収している市町村の多くが利用料の減免措置を実施している。(減免措置実施市町村数:1,199市町村)
- 一定水準以上の所得のある世帯等に対して利用料の加算を行っている市町村等がある。(加算実施市町村数:63市町村)

<市町村に対する調査>

1. 利用料徴収・減免の有無

	平成29年
利用料の徴収を行っている	1,418 (87.6%)
利用料の減免を行っている	1,199 [84.6%]

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年1,418)に対する割合である。

2. 利用料減免の対象(複数回答)

	平成29年
利用料減免の対象	893 (55.2%) [74.5%]
生活保護受給世帯	438 (27.1%) [36.5%]
市町村民税非課税世帯	122 (7.5%) [10.2%]
所得税非課税・市町村民税課税世帯	301 (18.6%) [25.1%]
就学援助受給世帯	409 (25.3%) [34.1%]
ひとり親世帯	664 (41.0%) [55.4%]
兄弟姉妹利用世帯	465 (28.7%) [38.8%]
その他市町村が定める場合	92 (5.7%) [7.7%]
その他クラブが定める場合	

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の減免を行っている市町村数(29年1,199)に対する割合である。

3. 所得額による利用料加算の有無

	平成29年
利用料の加算	63 (3.9%)
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619)に対する割合である。

<クラブに対する調査>

1. 利用料徴収の有無

	平成29年
利用料の徴収を行っている	20,736 (84.4%)

注:()内は全クラブ数(29年:24,573)に対する割合である。

2. 平均月額利用料金の状況

利用料の月額	平成29年
2,000円未満	537 (2.6%)
2,000～4,000円未満	4,034 (19.5%)
4,000～6,000円未満	5,832 (28.1%)
6,000～8,000円未満	4,688 (22.6%)
8,000～10,000円未満	2,676 (12.9%)
10,000～12,000円未満	1,566 (7.6%)
12,000～14,000円未満	514 (2.5%)
14,000～16,000円未満	334 (1.6%)
16,000円以上	555 (2.7%)
計	20,736 (100.0%)

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

3. 利用料の減免の有無

	平成29年
利用料の減免を行っている	17,016 (82.1%)

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

III 学童クラブの状況

平成29年5月1日現在

3 公設クラブの状況(総数・区部)

区部	クラブ数	見守り員数(人)		学年別児童数(人)					の1児		児童場別学童クラブ数				見守り員数(人)		平均の終了時刻別クラブ数	土曜児童数	*保護者負担	区部																			
		児童場内	児童場外	一	二	三	四	五	六	計	6歳未満	6歳以上	学設	公設	その他	児童場内					児童場外	17:00まで	17:00~18:00	18:00~18:30	18:30~19:00	19:00以後													
総数	1,616	94,429	428	524	390	154	150	1,191	31,377	39,448	22,824	4,284	1,406	542	91,479	3,123	1,195	2,086	102	1,559	3,003	273	0	169	7,301	2	364	239	853	168	1,416	総数							
区部	904	55,828	324	358	124	23	75	756	26,616	32,734	17,845	2,900	1,115	398	58,828	1,948	687	1,305	92	895	1,800	221	0	131	4,445	0	223	171	479	31	789	区部							
千代田	6	346	4	0	0	2	0	6	82	75	71	73	27	14	345	11	16	9	0	0	12	0	0	0	0	21	0	0	0	0	6	0	6	千代田					
中央区	13	558	13	0	0	0	13	308	161	50	6	10	3	558	13	9	27	3	0	23	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0	13	13	中央区						
港区	31	2,684	15	11	3	2	31	805	989	568	395	159	69	2,684	76	23	48	17	9	76	12	0	7	169	0	0	0	0	0	34	0	34	港区						
新宿区	27	1,502	19	8	0	0	17	583	525	379	41	22	9	1,502	68	27	42	2	28	131	20	0	12	238	0	0	0	0	0	27	0	27	新宿区						
文京区	37	1,596	16	6	8	1	15	557	549	472	9	9	3	1,596	78	36	33	10	1	25	5	0	0	71	0	0	0	0	37	0	37	文京区							
台東区	21	1,037	8	9	1	1	21	388	304	232	85	21	7	1,037	43	15	19	1	16	35	1	0	2	74	0	0	0	0	21	0	21	台東区							
墨田区	38	1,802	16	13	0	1	8	25	710	619	421	11	7	1,802	45	22	33	16	13	52	0	0	0	111	0	0	0	19	0	19	墨田区								
江東区	60	3,424	11	31	2	2	11	62	1,373	1,201	812	4	3	3,424	89	44	60	4	17	120	19	0	5	215	0	0	0	16	0	44	0	44	江東区						
品川区	37	2,116	0	37	0	0	37	816	891	361	119	11	21	2,116	139	35	41	8	111	123	14	0	10	313	0	0	0	0	37	0	37	品川区							
目黒区	23	1,456	11	1	5	3	23	554	490	399	5	6	2	1,456	21	16	56	0	5	58	6	0	1	128	0	0	0	23	0	23	目黒区								
大田区	89	4,632	44	20	7	1	8	66	1,760	1,495	1,022	259	66	4,632	249	76	143	5	62	292	23	0	0	526	0	0	0	40	8	49	0	89	大田区						
世田谷区	62	5,709	0	62	0	0	62	2,215	1,927	1,476	18	25	18	5,709	279	59	148	5	176	110	35	0	24	489	0	0	0	62	0	62	世田谷区								
渋谷区	18	2,658	0	15	3	0	17	628	675	570	403	276	106	2,658	25	5	14	0	2	26	13	0	3	58	0	0	0	0	18	0	18	渋谷区							
中野区	26	1,291	17	1	8	0	26	615	483	281	5	5	2	1,291	196	26	40	1	40	110	0	0	0	191	0	0	0	0	26	0	26	中野区							
杉並区	40	4,132	36	6	5	2	40	1,452	1,323	928	359	17	23	4,132	144	45	72	0	0	51	7	0	35	169	0	0	0	40	0	40	杉並区								
豊島区	22	1,747	0	13	6	0	22	679	586	421	45	6	10	1,747	32	9	22	0	11	51	23	0	0	110	0	1	0	21	0	21	豊島区								
北区	62	2,381	6	12	5	2	7	42	856	836	592	0	0	2,381	38	14	96	0	9	86	0	0	0	191	0	0	0	0	62	0	62	北区							
荒川区	26	1,378	8	12	2	0	4	25	335	418	329	41	21	1,378	65	23	36	1	4	22	4	0	1	68	0	2	0	24	0	24	荒川区								
板橋区	52	4,878	2	29	18	1	2	35	1,471	1,359	1,067	660	270	51	4,878	81	35	51	10	23	81	2	0	0	173	0	0	0	52	0	52	板橋区							
練馬区	91	4,688	22	9	11	0	19	68	1,895	1,556	1,185	32	11	4,688	116	77	137	6	69	236	11	0	27	489	0	55	0	36	0	91	練馬区								
足立区	87	4,165	50	21	10	5	1	85	1,590	1,373	826	250	55	15	4,165	75	59	35	1	293	13	2	0	0	344	0	71	0	16	0	87	足立区							
花都区	21	1,185	24	0	0	0	21	340	305	400	50	23	7	1,185	35	18	118	1	60	19	0	0	0	188	0	10	0	5	0	24	花都区								
江戸川区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	江戸川区							

学校使用料（学校開放）の改定について（検討報告）

1. 個別検討とする理由

体育館空調の設置に伴う光熱水費等のコスト増を踏まえた検討が必要

2. 検討結果の概要

学校使用料（学校開放）の改定は行わない。

3. 理由

① 体育館空調の設置は区民の生命・健康を確保する観点から当然の設備と考えるため

平成 30 年区議会第三回定例会において、「豊島区学校体育館は、児童・生徒の体育や部活動をはじめ、区が独自展開する放課後対策事業の子どもスキップ（学童クラブ含む）や学校施設開放など、様々な場面で季節や時間を問わず利用されていることから、暑さ寒さ対策として冷暖房の設置が必要不可欠であると判断し、区立小中学校の全ての体育館に冷暖房を一斉導入する」と区長が表明しているとおり、体育館空調は当然の設備である。そのため、費用を徴収することは想定していない。

② 体育館空調の設置に伴う光熱水費等のコスト算定は不可能

体育の授業や学校行事でも使用中、開放事業で使用した電気料金（電気量）だけを把握することはできないため、開放使用料に反映させることは困難。

③ 公平性に欠けるため（使用料に含めた場合）

団体により空調設備の使用に差が生じることが想定される。
使用しない団体にとっては不公平感があり、説明が困難。

④ 使用確認が困難及び事務が煩雑（別途徴収する場合）

仮に空調設備の使用料を別途徴収するとなると、使用したかどうかの確認が困難。
別の納付書の発行や減免、取り消しの処理など利用者・事務担当者ともに煩雑になる。

⑤ 23 区とのバランス

4 区（北区・荒川区・中野区・板橋区）のみ使用者負担（予定含む）

※別紙「【集計結果】学校施設の冷暖房設備使用に係る経費負担の考え方等について（令和元年 6 月目黒区調査）」参照

⑥ その他

平成 30 年度団体利用において、全体利用件数のうち 98.8%が減額・免除適用なので、使用料を改定する意義が少ない。

令和元年度 施設使用料適正化プロジェクトチーム会議メンバー

	所 属	氏 名	所管施設	内線
リーダー	1 政策経営部長	金子 智雄※		35690
		小澤 弘一※		35690
サブリーダー	2 財政課長	三沢 智法		36252
メンバー	3 企画課長	澤田 健		36078
メンバー	4 施設計画担当課長	木村 俊雄	その他施設	36345
メンバー	5 行政経営課長	渡邊 明日香		37002
メンバー	6 男女平等推進センター所長	佐々木 美津子	男女平等推進センター	35303
メンバー	7 区民活動推進課長	星野 浩昭	南池袋斎場、区民集会室・上池袋コミュニティセンター、ふるさと千川館	35352
メンバー	8 地域区民ひろば課長	猪飼 敏夫	区民集会室、目的外使用施設(区民ひろば)	36001
メンバー	9 生活産業課長	山野邊 暢	としま区民センター、としま産業振興プラザ(イケビズ)、としま南池袋ミーティングルーム、としまスタートアップオフィス	36317
メンバー	10 文化デザイン課長	渡邊 圭介	熊谷守一美術館	36202
メンバー	11 マンガの聖地としまミュージアム担当課長	小椋 瑞穂	(仮称)マンガの聖地としまミュージアム	36185
メンバー	12 劇場運営担当課長 →文化商工部副参事	關 慎吾	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)、芸術文化劇場(東京建物Brillia HALL)	35991
メンバー	13 学習・スポーツ課長	長澤 義彦	体育施設(南長崎スポーツ公園含む)、地域文化創造館(南大塚ホール含)	36425
メンバー	14 保育課長	木山 弓子	保育園	36075
メンバー	15 土木管理課長	増子 嘉英	自転車駐車場	36089
メンバー	16 公園緑地課長	石井 昇	目白庭園(赤鳥庵)、南長崎中央公園施設	35380
メンバー	17 学務課長	田邊 栄一	幼稚園	36290
メンバー	18 放課後対策課長	高桑 光浩	学童クラブ、目的外使用施設(学校開放施設)	35890

※年度途中の人事異動により、PTリーダーが変更となっている。